

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	性的少数者について、「典型的とされていない」という書き方があまり良くないと感じました。「世の中の多くの人たちとは異なる特徴を持つ」など、言い回しを変えた方がいいのではないのでしょうか。	いただいたご意見や先行導入自治体の表現を踏まえ、性的少数者の定義を「性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者」と変更します。	A
2	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	用語の定義が曖昧だと思います。	ご意見を踏まえ、パートナーシップの定義については、先行導入自治体を参考に「お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任を持って協力し合うことを約束した～」と変更します。	A
3	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「お互いを人生のパートナーとして」「相互に責任をもって協力し合う」とされているが、用語の定義が曖昧である。	ご意見を踏まえ、パートナーシップの定義については、先行導入自治体を参考に「お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任を持って協力し合うことを約束した～」と変更します。	A
4	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称名の使用について、「確認できることが判る書類が」を「確認できる書類や郵便物等が」にされたい	ご意見を踏まえ、制度の考え方「7 通称名の使用」について、「確認できる書類や郵便物等が必要」に修正します。	A
5	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	一方が死亡したからといって返還というのは違和感があります。返還は任意にするべきと思います。	ご意見を踏まえ、「9 受領証の返還」の(2)一方が死亡した場合に、括弧書で「やむを得ない理由がある場合を除く」を追加します。	A
6	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領証の返還の中で、一方が死亡した場合とありますが、必要でしょうか		A
7	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	一方が死亡した際に受領証を返還する必要性を感じません。法律的に結婚ができていないのにパートナーシップ証も返還するのは酷ではないのでしょうか。一方が死亡し、他のパートナーと制度を利用することがあれば返還するという方がいいと思います。		A
8	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーのお一人が死亡された時に受領証を返還しないといけませんか？婚姻した場合は死亡しても離婚届は出しませんよね？死亡届をもって、パートナー関係が終わったことは法的に証明できるわけですし、受領証を二人の思い出として大事に保管しておきたいという方もいらっしゃるのではと思います。		A
9	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	法的な効力がないのにも関わらず、受領証の返還の必要性が分かりません。それを悪用するようなハードなことはそもそもしないと思います。		A
10	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領書のどちらかが亡くなったときの返還の必要を感じません。その人の意思を尊重してほしいと思います。		A

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
11	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーが亡くなった際の受領証返還の義務は心理的な負担が大きいため、返還ではなく別の形を採用して頂けたらと思っています。	ご意見を踏まえ、「9受領証の返還」の(2)一方が死亡した場合に、括弧書で「やむを得ない理由がある場合を除く」を追加します。	A
12	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーが亡くなったら返還に疑問。返還しないと何か問題があるのか。		A
13	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	<p>性的少数者の生きづらさや不安の解消、性的少数者への社会的理解の促進との趣旨に照らせば、宣誓者の一方が死亡した場合に受領証等の返還を求めることに意味があるのか疑問に思う。むしろパートナーであった証を取り上げるような形となることを懸念する。</p> <p>性的少数者がパートナーと死別するとき、悲しみはいうまでもないが、特有の困難がある。パートナーの親族から葬祭参加を拒否されたり、共に築いた財産を承継できなかったりするなどの精神的苦痛や不利益を被らないようにするためには、性的少数者への理解が社会に広く醸成されていくことが必要だと思う。</p> <p>当事者にとっては、生前のパートナーとの関係を説明し得る材料の必要性が、死別時にはむしろ増すのではないかと。死後は悲しみの中で物事が慌ただしくなるので、周りへの理解を緊急に求めたいとき、受領証等が手元にあったほうが当事者は心強いと思う。</p> <p>制度の趣旨を考えれば、残されたもう一方が宣誓者の要件を満たさなくなるか、又は新たなパートナーシップ宣誓を行う場合を除き、受領証等の返還を要しないとの配慮をしてもよいのではないかと。</p>		A
14	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	今回認められ発行されるパートナーシップ宣誓証の返還については、パートナーの死亡により借家を契約していない方の当事者が残された場合、契約が成立していない事を理由に借家を退去せざるを得なくなった事例を友人から聞いている。宣誓証がない場合、男女間の夫婦を証明するようなものが何もなく、同様の不利益が起こる可能性が高い。同様の理由でいわゆる男女間の婚姻の場合には起こり得ないような不利益が起こることが他にも想定されるので問題だと思う。	ご意見を踏まえ、「9受領証の返還」の(2)一方が死亡した場合に、括弧書で「やむを得ない理由がある場合を除く」を追加します。 また、制度については、今後、要綱を定めるほか、本制度の趣旨や内容についてご理解をいただくためのガイドブック等を作成し、市民や事業者等の皆さんに周知し、不利益が起きないように努めてまいります。	A
15	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	P2-11その他で広報などがあるが、「11パートナーシップ制度の周知・啓発」にした方がよい。	ご意見を踏まえ、「11その他」を「11周知・啓発」に修正します。	A

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
16	1	趣旨や制度の概要	制度の意味を正しく伝えてほしいと思います。そして偏見や差別につながる事無く、誰もが等しく幸せになる制度だと思うので是非推進して欲しいです。	ご意見については「11 その他」の項目に盛り込んでおります。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をまいります。	B
17	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	まだ、社会でパートナーシップが浸透しきっていないので、カードの発行は良いと思いました。カードを周知させる広報活動は大事だと思うので、そこは徹底してほしいと思いました。	ご意見については「11 その他」の項目に盛り込んでおります。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をまいります。	B
18	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	パートナーシップ宣誓書受領カードは常に持ち歩きたいため、2部発行をお願いします。	ご意見については「8 宣誓の流れ」の項目に盛り込んでおります。受領証と受領カードは、2人それぞれに1枚ずつ交付します。	B
19	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	パートナーシップ宣誓書受領カードは常に持ち歩きたいため、2部発行をお願いします。		B
20	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	コロナ禍の今、差別や偏見で苦しい思いをされている方々が多くいると聞きました。コロナでもそうなので、性的マイノリティを知らない方々は多くいると思います。その方々への啓発、高齢者、低年齢からの教育を広げてほしいです。	ご意見については「11 その他」の項目に盛り込んでおります。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をまいります。	B
21	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	事業所等への周知・啓発も積極的に行ってください。		B
22	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	LGBTやSOGIなどの擁護の意味など一般に知られていないように思います。広報活動を強化して下さい。		B
23	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップの事がよく分からないので、もっと宣伝をして知らせてほしい。		B
24	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ宣誓制度の周知、啓発に市は力を尽くしてほしいです。		B

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
25	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市民のみなさんへの周知・啓発はまだ不十分だと認識されておられると思います。私たちの中でも年配の方々は、LGBT・パートナーシップ制度への抵抗が強いようでした。	ご意見については「11その他」の項目に盛り込んでおります。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をまいります。	B
26	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	まだまだ社会の受け入れ準備ができていない中でのスタートとなりますが、鹿児島市が周知・啓発を行うことは大きな影響力があります。また、この制度の事だけでなく、社会の理解を促進する取り組みを積極的に行っていただきたく思います。		B
27	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	困りはとても不理解の方が多く、心が痛みます。ぜひ制度の啓発・教育を広げて下さい。		B
28	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市民や民間事業者への周知・啓発は、大変重要だと思います。よろしくお願いいたします。		B
29	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	LGBTQなどジェンダーという言葉が、昔よりはよく耳にするようになってきたが、まだまだ当事者の方たちは生きづらいのは現実であり、たくさんの方が知り、知るだけでなく”学べる”ことが重要だと思います。		B
30	1	趣旨や制度の概要	趣旨の文章は少々硬い文言の書き出しなので、鹿児島市では様々な人々が自分らしく生きていくことができる社会づくりのため、「人権教育・啓発基本計画」と続けた方がいいと思います。	趣旨については市人権教育・計画基本計画に基づく内容としており、原案通りとさせていただきます。	C
31	1	趣旨や制度の概要	人の人権感覚は時代と共に確実に進歩してきており、ダイバーシティの考え方から、本来性的少数派（lgbt）としてくられるべきものではなく、sogi（ソジ）という考え方になってきており、県教育委員会でもその考え方を提唱しております。是非とも、今後、lgbtという狭い捉え方ではなく、sogi（誰もが性のことを自分のこととして捉えること）という広い捉え方ができる社会、誰もが性的なことでも差別されずすむ安心して暮らせる社会を目指していくという内容も入れて頂くと更に良いかと思ます。	本制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものですので表現は原案どおりとさせていただきます。なお、sogiの考え方については性の多様性の啓発を進める中で理解促進を図ってまいります。	C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
32	1	趣旨や制度の概要	今回の制度のことで、要項であり法的な効力がない為、先ず、法的な効力を出るよう目指すべきだということを強く要望します。	本市の制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入するもので、市民や事業者の皆さんに義務を課したり権利を制限したりするものではないため要綱とすることとしたところです。 条例制定については、今後、他都市の取り組みや条例の内容などを踏まえ、必要性も含め調査・研究してまいりたいと考えております。 婚姻関係に類似した法的関係を築く手続きとしては、公正証書により任意後見契約や合意契約等を結ぶ方法があります。 なお、本制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者が受けられるサービスが拡大していくよう、市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めます。	C
33	1	趣旨や制度の概要	東京都渋谷区のように、要綱ではなく条例で制定することは難しいのでしょうか。		C
34	1	趣旨や制度の概要	今後、条例にすることも検討していただきたいです。より強い啓発になりますし、市民が住みやすい街づくりという意味では条例にすることが必要と感じます。		C
35	1	趣旨や制度の概要	法的な効力は無いとのことなのですが、法的に結婚している夫婦と同等の福祉サービスなどが受けられるように、鹿児島市独自の条例もできると嬉しいです。		C
36	1	趣旨や制度の概要	制度は要綱・規則になるのでしょうか？東京都港区、渋谷区、豊島区、三重県いなべ市の4市区のように条例にしてほしいです。今は無理でしたら、議会で審査し、条例にかえてください。制度が少しでも法的効果が強くなるように望みます。婚姻届のような法的効力が強くない制度だからこそ、他市区町との協定や条例化などで、少しでも幅の広い多くの方たちにプラスとなるような安心感を持っていただけるような制度になることをお願いします。		C
37	1	趣旨や制度の概要	今回は法的な効力が無い為、今後法的な効力出るよう強く要望します。パートナーシップ制は全国的に急速に広がってきており、東京の渋谷区方式は法的効力がある例や他にも例はあるようですので、手続等はさらに増えますが、それらを参考にしていければと強く思います。		C
38	1	趣旨や制度の概要	制度の名前として「宣誓」は不要ではないでしょうか。「鹿児島市パートナーシップ&ファミリー制度」でお願いしたいです。		C
39	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	性的少数者という表現が気になります。	性的少数者という表現は、市人権教育・啓発基本計画に基づくものであることから、原案どおりとさせていただきます。	C
40	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	私は「性的少数者」という言葉の表現は嫌いです。”すべて国民は個人として尊重される”憲法にそって、少数者として括ることに抵抗を感じます。		C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
41	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	申請条件について、どちらか片方が本市に住所を有する、または転入予定であるとするべき。LGBTsの方たちは偏見や差別を避けるために、同居しない選択をする場合が多いとニュースで見ました。せっかく在住している自治体に制度があっても別居であれば申請できません。制度は当事者に寄り添ったものであるべきと考えます	本制度は、法律に基づく婚姻制度と異なり、市の内部規定である要綱に基づき、市が「宣誓」の事実を確認し、認める制度であることから、双方が市内に住所を有する、または転入予定としておりますが、同居までは要件としていないところです。 外国籍の方についても対象としております。 また、転勤その他やむを得ない事情により一時的に転出する場合、パートナーシップの継続と認め、受領証の返還は求めないこととしてしているところです。	C
42	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	カップルのあり方は多様です。憲法24条では、婚姻は両性の合意のみにもとづくとなっています。仕事の都合などにより、住民票が別々の自治体であろうとも婚姻は自由です。市の制度である以上、市民が対象となるのは理解できますが、いずれか1名が市民であれば良いのではないのでしょうか。双方が市民であることを要件にすることの意味が理解できません。		C
43	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「4. 申請を行うことができるもの」には、条件の一つとして（両者が）本市に住所を有していること、または転入予定であることが挙げられおり、一方でも市を出ればパートナーシップを解消しなければなりません。パートナーシップ制度を導入、あるいは導入予定の指宿市や京都市の要綱を見ると、どちらか一方が対象となる市に居住している事が条件になっており、県をまたいだカップルでも申請ができるようになっています。できればこの制度に倣い、どちらか一方でも居住していれば認められるようにしていただきたいです。		C
44	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	本市在住の要件はパートナーの1人でもかまわないと考える。一方の方が市外でも良いとしている他都市は熊本市、宮崎市など実施しているので。		C
45	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	また、外国籍の方や県外の方もパートナーとしての要件に入れていただくようお願いします。		C
46	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	要件に市内居住がありますが、一方が市内・他方が市外に居住している場合（仕事などの都合で）であっても、制度を適用できないでしょうか。法律婚をしていれば別居でも法的権利が認められるところ、婚姻届を提出できないカップル（同性同士または夫婦別姓を望む男女など）は、別居であれば（本制度は、互いが市内に住んでいれば同居は要件ではないようですが）、さらにパートナーとして認められる障壁が高くなります。		C
47	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	県外の方もパートナーとしての要件に入れていただくようお願いします。		C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
48	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	カップルのあり方は多様ですが、日本は選択的夫婦別姓制度がない非常に遅れた国となっています。姓を変えたくないために、事実婚となっているカップルもいます。本制度がそうしたカップルにまで広げることを強く望みます。事実婚となっているカップルもパートナーシップの定義を広げるべきだと思います。	本制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものです。事実婚については、住民票で妻（未届）と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明する手立てがあるとともに、公営住宅に入居できるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々が置かれている状況とは異なるものと考えます。事実婚については、今後の研究課題と考えております。	C
49	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	要件に「性的少数者」であることは書いていないので、事実婚（男女）でも可能ですか？性的少数者だけを対象にすると、パートナーシップ制度を受ける＝LGBTとなってしまう、制度の利用者が減ると思うので、事実婚も対象とした方がLGBTの方への支援としては理に適うと考えます。		C
50	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	指宿市では導入が決まっているという事実婚の方が鹿児島市では対象外となっているようですので、対象となるよう改善してほしいです。		C
51	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	事実婚も対象とすべき。指宿市は対象としている。できない理由はなにか明らかにすべき。		C
52	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	ただ制度の概要の中に性的少数者と限定されていますが事実婚の人も加えてほしい。どんなパートナーの状況であっても家族に変わりはない。		C
53	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	様々な理由で、今まで事実婚という形をえらんでいる人（性的少数者であっても）も、この制度を利用できるといいなと思います。		C
54	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	宣誓の「パートナーシップを形成している者同士」とあるので、同性、異性、事実婚など全てのパートナー同士が当てはまる対象となる様にすべきだと思います。		C
55	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	性的少数者だけに限らず、夫婦別姓を選択している事実婚の方も含めたパートナーシップ宣誓制度であつたらよいと思う。		C
56	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	事実婚の人々も認めてほしいです。個々の人権を尊重してください。幅広く限定しないでほしい。	C	

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
57	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	<p>同性パートナーシップではなく、パートナーシップ制度となっていることに賛成します。しかし、この制度の対象を性的少数者の方だけに限定することに反対します。性的少数者の方は理解の少ない社会の中で、自身のセクシャリティをオープンにできずに生活されている方がほとんどです。本当は同性婚が認められることがいちばん望ましいのですが、まだまだ展望が持たない中、せめてパートナーシップ制度により不利益を少しでも解消したいと望んでいます。鹿児島市に先立って導入予定を発表している指宿市は、市の職員が何度も当事者の交流会に足を運び、当事者の声を反映したものになっています。</p> <p>性的少数者に限定してしまうと、宣誓することがアウトティングになってしまいせっかくの制度を利用できないおそれがあります。また、選択的夫婦別姓が認められず結婚ができない方、結婚という形をとらずにパートナーと人生をともにしたいと考えている性的少数者ではない方も共通した不利益があります。広く門戸を広げることで、たくさんの人に利益になりますし、また性的少数者の方も利用しやすくなります。とても大事なポイントになりますので、ご検討よろしくお願いいたします。</p>	本制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものです。事実婚については、住民票で妻（未届）と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明する手立てがあるとともに、公営住宅に入居できるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々が置かれている状況とは異なるものと考えます。事実婚については、今後の研究課題と考えております。	C
58	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	事実婚の方もぜひ対象にして下さい。		C
59	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	パートナーシップでは未婚の異性愛者カップルの同棲と混同してしまう。対象を結婚までには至らない同棲の異性愛者にも広げたら良いのでは？		C
60	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	対象を性的少数者として限定しており、事実婚の方でも希望すれば利用できるようにしていただけた方がいいと、個人的には思います。		C
61	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	現状、男女の事実婚は、住民票に事実上の配偶者欄が設けられておりますが、別居している場合は、公に事実婚を認められる手段がないように思います。本制度の本来の趣旨（性的少数者の人権尊重）とはそれだと思いますが、そのようなカップルにも適用できる制度を作っていただきたいです。		C
62	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	性的少数者の方だけでなく、事情があり婚姻届を出せない方も対象としてほしい。		C
63	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	対象者を「性的少数者」に限定するのではなくて、他の都市のように対象者を広くすることを望みます。		C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
64	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	事実婚の方々も対象にしてほしい	本制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものです。事実婚については、住民票で妻（未届）と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明する手立てがあるとともに、公営住宅に入居できるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々が置かれている状況とは異なるものと考えます。事実婚については、今後の研究課題と考えております。	C
65	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	<p>まず、今回のパートナーシップ宣誓制度が性的少数者のみの対象となっていることに疑問を感じる。一昨年にこのような制度を求めて我々性的少数者の当事者団体である「レインボーポート向日葵」が提出したものとのかい違いをどのように考えているのだろうか。きちんと提出された要望書を読みこんだのか。</p> <p>さらに本日の園山えり議員の個人質問の答弁の際にもパートナーシップ制度の対象を事実婚のカップルを除外したことについて、「現在の制度で権利は十分に保証されている」といった主旨の答弁がなされたのを傍聴席で聴いたが、現在も夫婦別姓を求めて争われている裁判の存在が示しているように、現在の日本の婚姻に際して夫婦で別姓を名乗る事が許されていない事実がもたらす様々な不利益があり、そういった点で前述のような「権利が保証されている」といった認識は誤っていると思う。今年度市が、すべての人々の人権を尊重しようと、人権政策部を創設するような人権尊重に対する強い思いや意気込みを持っておられるようで非常に喜ばしい事だが、反面このようなある特定の対象の人権は擁護しようとする一方別の人々の人権守ろうとしない行為は矛盾するものであり、これからの人権政策部の姿勢を問われるものであると考え。こういった分け隔てが無いようにパートナーシップ宣誓制度について事実婚のカップルも対象に含むようにすることを求める。</p>		C
66	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	対象者が「性的少数者」に限定しているが、障害の方々など、対象者を拡大することを希望します。	本制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものです。	C
67	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「子に関する届け出（ファミリーシップ制度）」もあわせて実施されたい。	ファミリーシップ制度については、導入している自治体の調査・研究をしてみたいです。	C
68	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	LGBTsの他に「事実婚」「ファミリー」なども視野に入れた、明石市のパートナーシップ制度&ファミリー制度を参考にして制度を受けることができる人々の範囲拡大を是非お願いします。		C
69	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	ファミリーシップ制度も導入していただけるととてもうれしいです。明石市がとてもいいモデルになると思います。		C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
70	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	性的少数者もその実態は多様であり、子どもがいるカップルも存在する。2人の関係性の証明に留まらず、家族であることを証明する「ファミリーシップ制度」の導入を検討が必要であると考えます。	ファミリーシップ制度については、導入している自治体の調査・研究をしております。	C
71	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	子供を協力し合って育てている家庭も少なくはないので、足立区の制度のように、子供との関係も家族として証明できるようにしてもらえた方がずっと私たちの不安に寄り添える素晴らしい制度になると思います。		C
72	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	通常の婚姻関係のように、パートナー間の関係が破たんした時に、より立場の弱い方が充分に保護されるしくみを作って欲しいと思います。		C
73	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	書類上、市長の名前で交付する流れなのか、市長に宣誓する意味が分かりません。もう少しハードルを下げてほしいです。	本制度は法律に基づく婚姻制度とは異なり、市の内部規定である要綱に基づき、性的少数者の方々がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め受領証等を発行する制度であるため、宣誓の事実を確認することが重要です。 書類上、市長に対して宣誓し、市長名で受領証等が交付されますが、立会は、制度所管課の人権推進課（旧人権啓発室）の職員が行います。	C
74	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	私が感じる違和感は、市長に対して誓うという部分です。誓いというのは互いによるものであり、誰かに誓い許可をもらうものではないと思うからです。婚姻届が役場の窓口で受理されるのに対して、市長に対して誓いを立てるのは、ハードルが高いと感じる人も少なくないと思います。宣誓は、役場内の人権意識の高い職員の立会いの下、本人どうして誓い合うという形がとれると嬉しいなというのが率直な思いです。		C
75	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓の手続きは、婚姻届と同様にすべきだと思います。わざわざ人権啓発室で二人そろって、職員の前でというのは違和感を感じます。	本制度は法律に基づく婚姻制度とは異なり、市の内部規定である要綱に基づき、性的少数者の方々がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め受領証等を発行する制度です。そのため宣誓の事実を確認することが重要であり、制度の所管課である人権推進課（旧人権啓発室）において、職員の立会のもと行うこととさせていただきます。	C
76	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓は、男女の婚姻と同じように、市民課でも受付可能にすることは難しいのでしょうか。		C
77	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓制度と届出方式の選択制にしてほしいです。届出の場所も、人権啓発室もしくは皆が良く使う市民課の選択制にしてほしいです。目立つと出しづらいと思います。また二人でも一人でも届け出られるようにお願いします。選択制にすることで、多様性の趣旨に合う制度になると思います。		C
78	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓は市職員2人の前でされるそうですが、通常の婚姻手続きと同様に市民課での受け付けがいいと思います。		C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
79	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓時の予約をとるなどの必要があるのですが、その際、宣誓に必要な書類などの説明が行われるのだと思いますが、必要以上にプライバシーを守るのではなく婚姻届を提出する時と同等のような扱いを受けられるよう配慮していただけるとうれしいのかなと考えます。	本制度は法律に基づく婚姻制度とは異なり、市の内部規定である要綱に基づき、性的少数者の方々がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め受領証等を発行する制度です。そのため宣誓の事実を確認することが重要であり、制度の所管課である人権推進課（旧人権啓発室）において、職員の立会のもと行うこととしております。	C
80	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付書類、通称名等は特にわかりません。よいのではと思いますが、「宣誓」ということが必要なための、宣誓場所、職員さんの前での宣誓が本当に必要でしょうか。書類の提出で一般の婚姻届ができるのなら同じ様にしてもよいのではないのでしょうか。		C
81	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	事前に予約して、人権啓発室にて職員の前で宣誓という事ですが、少しハードルが高い当事者の方もいると思います。通常の婚姻届のようなわけにはいかないのでしょうか。		C
82	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	”宣誓”は本当に必要でしょうか？法的な婚姻届でさえ宣誓は必要ないので、提出する書類に不備がなければ、それでOKでいいではありませんか？		C
83	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	いわゆる異性同士の「結婚」と同じような手続きの扱いであるならば、わざわざ人前で「宣誓」することはないのではないかと思います。私はいわゆる異性婚をしており、婚姻届を出した際には「宣誓」はしていません。		C
84	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	できたら、特別な場所に通ず感じではなく婚姻届けと同じようにできたらいいと思います。ハードルが高くなるかもしれないと思います。でも、それが難しい時は、当事者の意見も聞いて問題がないかや、改善の必要があれば柔軟に対応していただきたいと思います。		C
85	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	一般の婚姻届は紙一枚ですむのに、パートナーシップ制度では宣誓までです。異性婚と同じ様な手続きが可能になる様にしていきたい。		C
86	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓の手続きが普通の婚姻のように手続きできれば、当事者の方々の負担が減り、申請しやすくなるのではないかと思います。		C
87	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	プライバシーに配慮しつつも、当事者のカップルの方たちそれぞれに思いも違うと思うので宣誓場所は人権啓発室でも異性愛の方と同じように市民課の窓口でも受付可能にするなど当事者の方の声をよく聞いてみてください。私個人としては人権啓発室での宣誓ときくとかえって特別扱いの感が強くあります。	C	

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
88	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーの死亡や双方の意志によりパートナーシップを形成する事を中止する場合については、受領証の返還は郵送でもいいと思います。	受領証の返還に関しても宣誓の際と同様、来庁していただく考えております。	C
89	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	財産分与もさらに可能していくこと	婚姻制度は民法に基づく制度で、相続権や扶養の義務など様々な法律上の権利義務が発生しますが、本制度は市の内部規定である要綱に基づく制度であるため、法的効力はなく、相続の権利は発生しません。なお、婚姻に類似した法的関係を築く手続きとしては、公正証書により任意後見契約や合意契約を結ぶ方法があります。	C
90	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーに法的な効力（相続や臨終に立ち会うこと）を認めてほしい。		C
91	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領証の返還・宣誓の無効に「申告した内容に虚偽があった場合」「国の制度として同性婚が認められた場合」を追記する。	「申告した内容に虚偽があった場合」は「パートナーシップを形成する意思がないこと」、または「宣誓の要件を満たしていないこと」ことに該当すると考えます。 また、同性婚に関しては、現時点では仮定の話であるため、盛り込むことは、困難と考えております。	C
92	2	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーの一方が市外に転出した場合の返還は再考すべきです。仕事や家庭の事情など二人の関係性が成形している状況での返還は不条理だと考えます。	本制度は、法律に基づく婚姻制度と異なり、市の内部規定である要綱に基づき、市が「宣誓」の事実を確認し、認める制度であることから、双方が市内に住所を有する、または転入予定としておりますが、同居までは要件としていないところです。 また、転勤その他やむを得ない事情により一時的に転出する場合、パートナーシップの継続と認め、受領証の返還は求めないこととしてしているところです。	C

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
93	1	趣旨や制度の概要	<p>「法的効力はないが、親族と同等として市営住宅への入居などが可能になる。市民に義務や制限を課すものではないため、議会の議決が必要な条例ではなく要綱で対応する。」(南日本新聞 1月29日)とのことですが、「市民に義務や制限を課す」ものではなくとも、実際の運用面にて、「それらの場面に直面した場合」に、心理的な不安や不安定感を、ある一定の市民に感じさせる可能性のあるものであることは確かです。(理由は この「要綱」の本質は、人の性に関わることであり、とても奥が深いものです。短期間でするりと扱っていい類のものではないと感じます。世の中の仕組みの変化には、肌感覚での「人の感情」というものが常につきまといまいます。特に、この「要綱」は、いわば「長い歴史のなかの、ある一つの『形』を変える」こととなります。しかも、こと、その本質は人の「性」に関わるものです。このような分野は特に「理屈ではない」人の感覚、感情と切っても切り離せません。「(気持ちが悪いと思うなんて) (不安だと思うなんて) LGBTの人たちへの差別だ」と言われそれが頭ではわかったとしても、身体感覚としてそれを深く理解し、納得し、心を開き…ということが、広く、多くの市民にするりと起こるかという、難しいところではないかと。(実際、わたしの知っている、とある高齢の方々の、LGBTの方々への反応は『きしょが悪い(気色が悪い)』であることも確かなのです) だからこそ、時間が必要なのです。昔から、歴史のどの局面においても「急速な変化」には、大きな負の面がつきまといまっています。「よかれ」と思って決めた一つの決まり、一つの制度が結果、人々の心の分断を生み、陰で泣く人を生み、事件へと発展していった例にはいとまがありません。このような重大かつ、市民に多大なる影響を与える「(いわば過去数百年を変えようとしている) 仕組みの変化」を、議会でもむことも、審議プロセスを公開することもなく進めようとしていることに、疑問を感じています。拙速ではないでしょうか。(パブリックコメントのことを知りましたのが昨日でしたので、文章がそれこそ「拙速」になっておりますが、ご容赦ください) つまり、これはそれだけ社会に対して、とても大きな変化を生じさせる「要綱」である、ということです) この大きな決断を議会を通さず、運用を始めるといふことに不安と違和感を感じています。この「要綱」の本質は、人の性に関わることであり、とても奥が深いものです。短期間でするりと扱っていい類のものではないと感じます。</p>	<p>本制度導入は、性的少数者の方々への生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮であると考えております。 本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 今後、議会でのご意見やパブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を整理するとともに市民や事業者の皆さんに制度の趣旨をご理解いただけるよう周知啓発にも力を入れてまいります。</p>	D
94	1	趣旨や制度の概要	<p>導入ありきで拙速に過ぎます。もっと市民の意見を広く募り、議会でも議論を深めてからでもよいのではないのでしょうか。</p>		D
95	1	趣旨や制度の概要	<p>反対です。人権問題に対して、議会での議論を深めて、市民の意見にもっと耳を傾ける必要があります。市長また行政の先走りが否めない。もっとこの問題に対する市民の理解を深めてから進めて欲しい。</p>		D
96	1	趣旨や制度の概要	<p>制度導入に今は反対です。十分な議論が尽くされない中、生活・伝統の根本にある性の問題を安易に決めてしまうことは、新たに就任した下鶴市長の人気取り・実績作り見られかねず、非常に残念です。また、このコロナ禍で常に自体が動いて人々に余裕がない中で、重要な問題をこっそりと進めることに疑問を感じます。この制度を導入する事へのプラスの面とマイナスの面が全くまだ理解できておりません。十分に議論を尽くしてください。</p>		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
97	1	趣旨や制度の概要	自分たちの税金を使うにはまだ議論が足りないと感じる。自分の周りにも理解している人はほとんどいない。もっと議論を深めるべきであり現時点での導入には反対です。	本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮であると考えております。 本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 今後、議会でのご意見やパブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を整理するとともに市民や事業者の皆さんに制度の趣旨をご理解いただけるよう周知啓発にも力を入れてまいります。	D
98	1	趣旨や制度の概要	いきなり導入するのは拙速過ぎるのではないのでしょうか。周囲に理解している人は皆無でもっと議論を深めるべきだと思います。		D
99	1	趣旨や制度の概要	市民の啓発を怠って、行政側が一方的に独走しすぎている印象がある。性的少数者の方々が、どんな悩みをもたれて、どうして貰いたいと思っているのか、その切実な思いは全く伝わってきていない。さらには市民への理解を深めるために市議会でも慎重かつ丁寧に審議を重ねるべきです。今は賛成できない。		D
100	1	趣旨や制度の概要	運用に踏み切るのが早すぎる。もっと性的少数者の大半が望んでいることをリサーチして運用してほしい。		D
101	1	趣旨や制度の概要	なぜ市議会で諮らないのか拙速すぎるので趣旨には賛同できません。		D
102	1	趣旨や制度の概要	大切な事だとは思いますが、性的少数者の方々の不安を解消する制度であると、十分に言えるようになってからの方が良いと思います。		D
103	1	趣旨や制度の概要	時期尚早で今は反対です。鹿児島市に住む性的少数者の方々が、真にこのような制度の導入を求めているのかデータも明らかにされていない。		D
104	1	趣旨や制度の概要	運用に踏み切るのは早すぎるので賛成できません。市民への啓発や理解が深まっていないのに制度だけが独り歩きしてはいけません。まずは、性的少数者が抱えておられる課題などの啓発、周知を優先すべきだと思います。		D
105	1	趣旨や制度の概要	周囲の方々にこの制度について聞いても知っている方は皆無です。私も最近まで知りませんでした。啓発活動を怠っている行政の責任は否定できない。もっと啓発した上で、その是非を問い、運用を進めるべきですすぐに進めることは大反対です。下鶴市長は応援していますが、この政策には、？です。お考えをお直しく下さい。どうぞ宜しくお願い致します。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
106	1	趣旨や制度の概要	鹿児島市議が「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」に賛成か反対か表明した上で、市議会議員選挙を実施し、過半数を得て可決されるのであれば問題ないと思う。LGBTの方々が住みやすい街づくりには賛成。「日本国の繁栄と鹿児島市の人口に影響がでるような制度ではない」ことを、鹿児島市議の皆さんに審議を尽くしてもらった上で制度を実行して頂きたい。	本制度導入は、性的少数者の方々の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮であると考えております。 本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 今後、議会でのご意見やパブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を整理するとともに市民や事業者の皆さんに制度の趣旨をご理解いただけるよう周知啓発にも力を入れてまいります。	D
107	1	趣旨や制度の概要	時期尚早案件の不法な綱領作成について、明確な反対を申し上げます。受領カードの発行に際しては、作成費用・デザイン費用・申請用紙費用・周知活動費用等 その他の関連する部分において、県費を遣いますが、議会を通さない執行は不法であり。執行を前提とする要綱の作成は「独裁行為」となります。要綱作成の前に、市議会で承認を得るべきです。単純な手順です。		D
108	1	趣旨や制度の概要	同性愛者にとってはなんのメリットもないパートナーシップ宣誓制度は拙速である。ただのカミングアウトの募集をする割には見返りが無いし異性婚前提の日本国憲法の趣旨に反している。宣誓制度には鹿児島市議会での議論を深めた方がいいと思う。		D
109	1	趣旨や制度の概要	今早急にこの制度が必要なのか、どれだけの方が必要としているのか、いないのか全く聞こえてこない。市民の代表、代理として市議会議員を送り出しているの、その議員の方々ともっと議論してもらってから導入してもらいたいのでは今導入反対です。		D
110	1	趣旨や制度の概要	大切なことですが、性的少数者の切実な声は理解できますが、それがこの制度で運営できるのかももっと市民に啓発して進めるべき。今の段階で税金を使って進めるのは早すぎると思う。説明が十分ではないと思います。性的少数者の皆さんの実情にはたしてそっているのか、がわからないので答えようがない。今後問題は起こらないと十分にサーチされた上で進めているのか疑問です。		D
111	1	趣旨や制度の概要	結論をだすのに反対です。性的マイノリティの方々などのぐらいいこのパートナーシップ制度をのぞんでいるのかの、具体的な統計、嘆願署名などのデータがわからないのと、法的根拠のないものを定めるには市民への議題の周知も充分ではなく、私のまわりの人々も承知していないようで、まだまだ議論を尽くしていないと思われれます。		D
112	1	趣旨や制度の概要	運用に踏み切るのは早すぎるので賛成できません。市民への啓発や理解が深まっていないのに制度だけが独り歩きして大丈夫なのか。まずは、性的少数者が抱えておられる課題などの啓発、周知を優先し、その上で市議会に諮ることで市民の負託を受けてから施行すべきです。市政は市長の胸先三寸で動くものではないのです。このような動きは市民を愚弄するものです。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
113	1	趣旨や制度の概要	人権に関する大事な案件に対して市議会をないがしろにして行政が先走りすぎてる感じがする。拙速すぎるので反対である。	本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮であると考えております。 本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 今後、議会でのご意見やパブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を整理するとともに市民や事業者の皆さんに制度の趣旨をご理解いただけるよう周知啓発にも力を入れてまいります。	D
114	1	趣旨や制度の概要	制度設計の中身がまだ十分理解できていないのに我々の血税が使われることに対して抵抗感があり賛成できません。市議会でも議論を深めて進めるべきです。		D
115	1	趣旨や制度の概要	市民にはよくわからない趣旨や制度です。もっと議論が必要だと思います。		D
116	1	趣旨や制度の概要	人権に関する大事な案件に対して市議会をないがしろにして行政が先走りすぎている感じがする。拙速すぎるので反対です。		D
117	1	趣旨や制度の概要	まだしっかり話し合ってからでお願い出来ますか？この話自体、浸透していないのにおかしいです！		D
118	1	趣旨や制度の概要	導入には今は反対です。しっかりと議論してください。市民はほとんどわかっていません。宜しく願いいたします。		D
119	1	趣旨や制度の概要	時期尚早で今は反対です。インターネットで調べていると怖くなりました。今一度再考すべき多と思います。		D
120	1	趣旨や制度の概要	人がよく理解しない内に事を進めているようで、逆に、何故、急いでいるのか疑問。人々への周知、市議への理解を深める場を持たないのは選挙民をあざむくことになりませんか。とにかく他の地域で出ているからとなぜ急がれるか不信があります。すべてこういう方法で事を進めていこうとされているのであれば、下鶴氏を選んだことを後悔します。すでに後悔の念は生まれています。まずは議会の場を尊重して民主主義を貫くこと。 分かりません。その段階ではないのに、なぜそこまで意見を求めるのですか？事を急ぎすぎ。 今回のやり方を知り、現市長にはがっかり。言論の自由も議会ではなされず、一部の勢力によって、事前にチェックされているように聞いたことがあります。今回の市長もそれを踏襲されるおつもりですか。このことが強引に進められるのであれば運動を起こさねばなりません。多分高をくくっていらっしやるのでは。若い力をみそこなっています。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
121	1	趣旨や制度の概要	証拠と論証に基づいて是非を問う議論がなされたのかははなはだ疑問がある。私たちの税金を投入する議論のため、啓発を徹底していない。行政（市政）の担当者の怠慢だと思う。明確な熟慮の精神が必要。議会を通して慎重に審議すべき。為政者として道義的な制約を無視してよいのか？私達に税金の使い方について、慎重に論議をして、審議してください。市民に義務や制限を課すものではないため、要綱で対応するという姿勢に、不安を非常に感じます。行政として理屈では何をやってもいい、構わないということにつながらないか。権力に対する道義的な制約の根拠となるのは、社会は合意と契約の上になりたつ事実です。この制度の導入は現状では、十分な賛成しかねます。議論が不足しています。	本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮であると考えております。 本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 今後、議会でのご意見やパブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を整理するとともに市民や事業者の皆さんに制度の趣旨をご理解いただけるよう周知啓発にも力を入れてまいります。	D
122	1	趣旨や制度の概要	特定の政治思想により声高に制度の導入を急かしている政治・団体に意に沿わない形で巻き込まれないか心配なのと、すでに導入している地区の現状等を発信し市議会や市民の間でも議論をしていったほうが良いと思い、時期尚早だと思います。法的効力が無いのに、重要度が高いので市当局の中でも混乱が起きそう。まだ全然周知や議論もされていないのでまずは、市民や市議会に発信をしていってほしい。此处に来るまでが分かりづらい。		D
123	1	趣旨や制度の概要	反対します。議論もされず一方的に早急に決めることに危惧をかんじます。		D
124	1	趣旨や制度の概要	人権に関する大事な事案であるのに、私たち市民の代表である市議会をないがしろにするのでしょうか？導入ありきで進められているようにしか感じません。		D
125	1	趣旨や制度の概要	今回のパブリックコメントに反対意見が多数寄せられたとしても、制度の施行を見送るということのないように強くお願いしたいです。(山口県宇部市のように反対意見が多いからと導入延長をすることはあってはならないと思います。反対意見が多い=LGBTsのおかれている差別状況が可視化されたということだと考えます。北海道の自治体は反対意見が多かったからこそ制度を導入したと以前テレビの特集で放映していました)反対意見=人権を理解していると言いたいからです。反対意見により、今すぐに制度を必要としている人々の人生や生活を脅かすものとなってはならないと思います。困っている人をより困らせることに力を注ぐよりも、助けるという概念がないのであれば、同じ市民として実に悲しいです。他人の人生を干渉する権利は誰にもありませんし、干渉されることなどあってはならない基本的人権の話だと思います。例えば、反対意見を言う人の中に当事者がいたとしても、その方は利用しなければ良いと考えます。つまり、この制度の主語は「困っている人」であり、困っていない人や、利用しない人のことではありません。LGBTsは困っていない人や利用しない人の人生になんら関係ありませんし、その方々の生活を脅かす恐ろしい存在ではありません。ただの人間です。逆に相当長い間苦しめられ脅かされてきたのは「困っている人」たちです。	パブリックコメントは、制度導入の可否を問うものではなく、制度導入にあたり、その趣旨や内容等を公表し、広く市民の皆様のご意見を伺うものです。 今後、議会でのご意見やパブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を整理するとともに市民や事業者の皆さんに制度の趣旨をご理解いただけるよう周知啓発にも力を入れてまいります。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
126	1	趣旨や制度の概要	概要については、一般の方からすれば難しい言葉が多いので、もう少し分かりやすくすれば意見や思いが疎通できるかもしれないと思いました。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 制度については、今後、要綱を定めるほか、本制度の趣旨や内容についてご理解をいただくためのガイドブック等を作成し、市民や事業者等の皆さんに周知してまいります。	D
127	1	趣旨や制度の概要	法的なものは無いものの、婚姻届や離婚届と変わらぬと思っているので、法的から外れている分、ややこしくなるとは思いますが、周りや行政の方がフォローの仕方を今の内に聞ける方に聞いておいた方が良くと思います。		D
128	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	用語の定義は、制度に入っている言葉が書いてありますが、制度導入にあたっては、性的少数者や性に関する用語も提示する必要があると思いました。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 制度については、今後、要綱を定めるほか、本制度の趣旨や内容についてご理解をいただくためのガイドブック等を作成し、市民や事業者等の皆さんに周知してまいります。	D
129	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	国籍について触れていないので国籍は問いません等の文言を入れてください。		D
130	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	申請者にはあらゆる面で敷居を低くして頂きますよう望みます。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
131	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「民法に規定する成年に達していること。」は「民法に規定する成年（現行は20歳、2022年4月からは18歳以上）に」とした方が市民へ理解される。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 制度については、今後、要綱を定めるほか、本制度の趣旨や内容についてご理解をいただくためのガイドブック等を作成し、市民や事業者等の皆さんに周知してまいります。	D
132	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	必要な書類（４）その他、市長が必要と認める書類とあるが、主文の後に（）書きで、市長が必要と認める書類を記載した方がよい。	「（４）その他市長が必要と認める書類」は、「７通称名の使用」にある「日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類」のことです。 なお、必要書類等については、今後、作成する制度のガイドブックに分かりやすく掲載したいと考えております。	D
133	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	必要書類の(4)は曖昧でよく分かりませんでした。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
134	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓書受領証および受領カードについて、他都市に倣い、数種から選べ、また持ちたくなるようなデザイン性の高いものをお願いしたい	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
135	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付カードはデザインのよいものをお願いします。		D
136	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付書類は長期保存に耐える材質が良いと思う。		D
137	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付する書類とあるが、交付する様式を別紙で表記した方がよい。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。制度については、今後、要綱を定めるほか、本制度の趣旨や内容についてご理解をいただくためのガイドブック等を作成し、市民や事業者等の皆さんに周知してまいります。	D
138	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付書類の内容、文言の呈示はないんですか。出来レースの様なパブリックコメントで理解できません。公的申請者に通称名を認める事が、将来、色々な手続きに混乱を来す事は有り得ませんか。	交付書類の内容等は、今後作成する制度周知のガイドブックに掲載します。また、受領証には通称名と戸籍上の氏名を併記し、受領カードには裏面に戸籍上の氏名を明記します。	D
139	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓場所は、祝福の気持ちを表せるよう配慮してもらえるとよいです。（ちょっとした装飾など）	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
140	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	公的証明書を複数提出することから押印は不要ではないかと考える。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
141	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	夜間受付も対応できるように検討をお願いします。	受付時間は原則平日の開庁時間としますが、やむを得ない理由がある場合の対応については、今後、検討してまいります。 なお、「8 宣誓の流れ」にあるように、宣誓日については、電話やメール等で事前予約することとしております。	D
142	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	土・日・夜間の希望がある場合の対応はお考えでしょうか。		D
143	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	平日9時から17時に仕事を休んで行かなければならないのであれば難しい人もたくさんいますし、「パートナーシップ制度」を理由に休むことを職場に伝えることは不可能ですので、せめてメール事前予約で土日祝日対応もできるようにお願いします。		D
144	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	婚姻届のように市民課や夜間、日祝受付もできるようにしてほしい。	本制度は法律に基づく婚姻制度とは異なり、市の内部規定である要綱に基づき、性的少数者の方々がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め受領証等を発行する制度です。そのため宣誓の事実を確認することが重要であり、制度の所管課である人権推進課（旧人権啓発室）において、職員の立会のもと行うこととしております。 なお、受付時間は原則平日の開庁時間としますが、やむを得ない理由がある場合の対応については、今後、検討してまいります。	D
145	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	当事者の皆さんの声をよく聞いて、どのような宣誓の仕方がよいのか（夜間受け付け、市民課での受け付け）配慮していただけると嬉しいです。		D
146	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	婚姻届と一緒に市民課で受付可能にしてほしいです。まだまだ差別や偏見をさけたいと思っている方に対する配慮を十分に、夜間や、マイナンバーをおもちでしたら、インターネットやコンビニでもできることできると嬉しいと思います。		D
147	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓するということが当事者には大きな負担になる場合もあるので、届け出方式も選択できるようにした方がよいと思います。例えばLGBTとばれてしまうと、両方揃う日がないなどのハードルがあります。もし平日に仕事を休む場合、職場に嘘を言わないといけないというのは酷だと思います。		D
148	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	一般的な婚姻届と同様に、事前に用紙を交付し、記入したものを持参するような届け出の仕方も検討してください。		D
149	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付の際は「おめでとうございます」と声かけしてほしいです。結婚と同じように考えているカップルなので、そのように扱ってほしいです。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
150	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓の事前予約は何日前までにしなければならぬのでしょうか。他自治体では2週間や7日、3日前など様々ですが、思い立ってすぐにでもできるよう、短い日数がいいのではないのでしょうか。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
151	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	あくまでも個人情報なので関わる方々のていねいな配慮をしていただきたい。	宣誓時には、希望に応じて個室で対応するなど、プライバシーに配慮するとともにアウトテイングにつながることはないよう、その防止に努めてまいります。 また提出していただく必要書類や、それに記載されている個人情報については適切に取り扱い、外部に提供することはありません。	D
152	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓場所は人権啓発室となっているがプライバシー保護は守られるのでしょうか？		D
153	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	守秘義務もしっかりとお願いいたします。		D
154	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	プライバシーに配慮と記してありますが、プライバシーの保護についての考え方を明確に示してほしいです。		D
155	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	プライバシーの保護についての考え方を示してほしい。		D
156	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	窓口で宣誓するとき、プライバシーが守られるようにしてほしい		D
157	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	結婚したら離婚という選択を選ぶ夫婦も多くいらっしゃいます。パートナーシップ制度も事実婚も一緒。生活していると不具合がでてきてしまうと思います。なので、離婚届と同等の内容にしてほしいと思います。	双方の意思によりパートナーシップを解消した場合、受領証を返還することとしております。 ご意見については、今後、要綱の作成にあたり参考とさせていただきます。	D
158	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領証の返還の「(3) 一方又は双方が鹿児島市を提出した場合（一方が転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く）」は、() 書きと主文の線引きが分かりづらいので、() 書を具体的な文言にした方がよい。	ご意見については、今後、要綱や制度のガイドブックを作成するにあたって参考とさせていただきます。	D
159	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領証の返還は、該当する事案が生じた場合、手続きが必要であると思います。	ご意見については、今後、要綱の作成にあたり参考とさせていただきます。	D
160	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	宣誓の無効も、制度の考え方に示す事案が生じた場合、手続きが必要だと思います。	ご意見については、今後、要綱の作成にあたり参考とさせていただきます。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
161	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	周知や啓発については、過剰にテレビ局を使いすぎないでほしいです。顔だしがOKだとしても鹿児島は田舎なので当事者にストレスがかかりますので十分な配慮をお願いします。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
162	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	周知のための情報発信の際にイラストを使用した、いかにも「同性カップル」、「人間」を模したデザインを使わないでほしいです。(※無料素材のいらすと屋などにあるようなものです)理由としては、いろんなタイプのカップルや家族がいるためですので、見た目やイメージの固定概念を与えるような広告等は極力避けてほしいです。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
163	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	趣旨については問題ないと思います。パートナーシップ宣言制度によって(宣誓受領書を交付された事によって)生活の中でどのような恩恵や制度が設けられるのかを、具体的に記載頂けませんでしょうか(医療・相続 等)	利用可能なサービスについては、今後、作成する制度のガイドブックに掲載し、周知啓発に努めます。	D
164	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	法的根拠はないが、「以下の行政サービス等を受けることができる」として具体的な事例(市営住宅使用、生活保護、母子手帳交付、市営墓地使用等市民サービス全般ほか、市職員特別休暇等)を示した方が適当と思われる。		D
165	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	この受領カードを持つことによって、具体的にどう言う事が可能になるのでしょうか？メリット、デメリットがあれば御教示頂きたいです。		D
166	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	宣誓したことにより、どのようなことが可能になるのか、一覧表やガイドブックを作成してほしいです。		D
167	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ制度の周知、病院で家族として対応してもらえる、公営住宅と一緒に入れるなどを広く伝えてほしい。		D
168	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ制度導入でどのような制度が利用できるようになるのか、ガイドブック、リーフレットなどぜひ作成してほしい。		D
169	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	交付された書類が具体的にどのような効力をもつのかを明示して欲しいです。		D
170	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ宣誓をすることで、何らかの差別等を受けることがないよう、また、その被害があった場合の相談窓口、対策などの流れが分かるようなしてほしい。	本制度を利用したことで差別的な対応を受けることがないよう、制度の趣旨や性の多様性に関する市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めてまいります。また相談窓口等については、今後、作成する制度のガイドブックに掲載したいと考えております。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
171	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	周知も書類・パンフレットなどの紙媒体だけでなく可視化できるもので。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をまいります。	D
172	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市民への周知（CM、新聞等）徹底		D
173	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市民のひろば等でパートナーシップについてわかり易く教えてほしい。1回でなく市民が理解が広まるまで定期的に載せてほしい。差別や偏見のない鹿児島市に。		D
174	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	周知・啓発については、市の広報誌やホームページなどを利用する。		D
175	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市政だより、回覧板等での周知および差別・偏見の解消		D
176	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	またパートナーシップ制度、LGBT、性的マイノリティ、今こそメディアでもとりあげられ目にしたり耳にすることも多くなりましたがまだまだ市民の皆さんの中には周知されていないと思いますので『市民のひろば』『市のホームページ』新たにリーフレットを作るなど広報説明に丁寧にとりこんでください。		D
177	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	LGBT、性的少数者という言葉はテレビや新聞で最近目にしたり耳にしたりするけれど、市民の皆様（特に高齢者や小中高生など）の中には知らない方々も多いと思うので、市民のひろばなどでも何回も説明した方がいいと思います。		D
178	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的少数者の方たちのことを知らない方も多くいると思いますので、正しく伝わる様に、資料や説明会、交流会など、必要とされるときに、こまめに行ったらよいと思います。		D
179	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	予算を伴わない制度導入ですので、周知・啓発に予算をあててくださるよう望みます。思いきってテレビCMなども！		D
180	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ制度とは？LGBTとは？まだまだ知らない方が多い現実を直視し、市民が納得できる説明を市民のひろばや回覧板等を使い、市民の目にふれる努力をしてほしいです。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
181	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	情報媒体が多い現代、小さい頃から色々なメディアを通して、自分は他の子と違うのではないかと不安を抱えてすごしている子ども達にも、ちゃんとした応援してくれる所があるよ。人と違うことは悪いことではないよというメッセージが届く授業、資料や公演等をしてほしいです。なぜとり入れられないのか、その理由をしりたい。(ひとがひとを好きになって一緒にいたいと思うことをなぜだめだというのか)	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をまいります。	D
182	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	鹿児島市主催の県内数社企業向けの合同研修やシンポジウムをせめて年に1回は行ってほしいです。(新型コロナウイルスの状況もあるのでZoom配信等)そして、受けた企業にはダイバーシティ研修を受けたという鹿児島市認定の何かを発行するなどしてほしいです。		D
183	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的少数者の人権について当事者から市民や企業などが学ぶ機会を設け、アウトティングなどの人権侵害の予防に努める。		D
184	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	周知・啓発については、市ホームページ、広報誌等で広く市民に広報啓発していくことが重要だと思います。		D
185	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	啓発については、LGBTQではなく、SOGI (Sexual Orientation (性的指向) Gender Identity (性自認)) という捉え方を広めた方が、早いと思われまますので、強く要望します。市ホームページやテレビやSNS等での市からのお知らせ等で。		D
186	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的少数者の皆さんのことを知らない方たちにも正しく偏りのない考え方が持てる様に資料や説明会なども、必要かと思えます。		D
187	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市民(子ども、高齢者など世代別対応も)を対象とした人権学習の多様な機会を継続的に創出していく。		B
188	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	学校はある程度の教育が進んでいますが、病院は全くと言っていいほど学ぶ機会がありません。トランスジェンダーの方は、いろんなハードルがあり病院を受診することができない方が多いのがとても大きな問題です。がん検診などももっと受けられません。鹿児島市内の病院への調査や研修の働きかけ、岡山大学病院などGIDの指定病院などのモデルの情報提供など取り組んでいただきたいです。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。医療機関等に対しても、本制度の趣旨が理解され適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めてまいります。	D
189	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	2019年に市議会で自民みらいの議員が「同性パートナー制度はニーズがほとんどない」発言におどろき、とても悲しくなりました。マイノリティが存在しないかのような考え方を持つ人が政治家をしていていいのだろうかと感じました。研修などできちんと学んでもらいたいと思います。	制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えます。また、制度の趣旨が適切に理解されるよう、市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は議会事務局へお伝えします。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
190	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	学校での出前授業での周知など、より広い世代にこの制度を知らせるとりくみをすすめて欲しいです。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をしてまいります。学校など教育機関での理解促進や啓発につきましては、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。	D
191	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	子どもの頃から、いろんな場（学校・地域など）で正しく学ぶことがとても大事だと痛感しました。		D
192	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	趣旨や制度を啓発するため市の広報、町内会回覧板などで広めてほしい。中学高校でも人権の立場から学習にとりくんでほしい。ex夫婦別姓や家族制度など含めて。		D
193	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	制度導入にあたって、導入前に教育や交流会を開催してほしいです。		D
194	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	趣旨や制度の概要の周知徹底は自治体の責任と考える。学校教育でも「人権の尊重」との観点から取り組むべき。		D
195	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的少数者の問題は人権問題であることから、教育現場の教職員をはじめ、医療・福祉機関などとの連携を図り、ライフステージに合わせた当事者支援について研修を実践したり、具体的な対応を検討したりする。（乳幼児健診の付き添い、保育園などの送迎や引き渡し、通院の付き添い、病状説明、施設入所の手続きなど）	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をしてまいります。学校など教育機関での理解促進や啓発につきましては、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。医療機関等に対しても、本制度の趣旨が理解され適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めてまいります。	D
196	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	行政でも女・男のチェック項目が増え（その他）等あれば良いと思いました。ただし医療に関しては、簡単に説明できる準備も必要だと思われます。緊急の場合などの対処に困らぬ様に、日々、当事者がどちらの性と体を持っているのか表示していても嫌悪感から少しでも脱却できる様に。	本市では、公文書における性別記載欄の削除及び配慮（男女以外の選択肢）に取り組んでおります。医療機関等に対しても、本制度の趣旨が理解され適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めてまいります。	D
197	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	年1回の人権に対する細かいアンケートを企業に出してその結果を市のHPで公表し、広報紙などで特集してほしいです。そのことにより県外の方々もデジタル広報紙で情報を見ることができ、移住する際の参考になります。（※ネットニュースで情報は簡単に取得できるので、今回の山口県宇部市を見た当事者は絶対に移住したくないと思うのではないかと思います。）また、各企業の内部状況が伴っていない場合は指摘することができ、徐々に改善することができるのではないのでしょうか。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分	
198	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	返還の例として「転勤、親族の介護等やむを得ない」とされたい。周知・啓発について、適用される具体例を増やすことで、問い合わせの手間を省き普及を促進させたい。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 制度については、今後、要綱を定めるほか、本制度の趣旨や内容についてご理解をいただくためのガイドブック等を作成し、市民や事業者等の皆さんに周知してまいります。	D	
199	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	用語を知らない方もおられるが、できるだけ日本語で表現できないものでしょうか？		D	
200	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	分かりやすい制度の説明本がほしい		D	
201	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	利用促進を促すため、民間事業者への協力要請を合わせてお願いしたい。例 生保受取、通信キャリア、賃貸住居への同居のしやすさ、住宅ローン組む、入退院・手術等病院での適切な対応、学校での適切な対応		制度の導入に伴うサービスについては、現在、調整を進めているところですが、行政サービスとしては市営住宅の申し込み等を可能にしたいと考えています。また、民間サービスとして携帯電話の家族割等も、受けられるようになると考えております。この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者が受けられるサービスが拡大していくよう、市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めてまいります。	D
202	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーと同じ墓地に入ることができるようにしてほしい。病院で家族同様に説明を受けたり、手術の同意ができるようにしてほしいです。		なお、利用可能なサービスについては、今後作成する制度のガイドブックに掲載したいと考えております。	D
203	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的少数者が自らの意思に基づいてパートナーの関係を結ぶことを、自治体が認める証明として「受領証」及び「受領カード」を発行することは、一歩前進ではあるが、これまで利用できなかった制度が、宣誓によって新しく利用できるようになるメリットはあるのか？		D	
204	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	病院で家族同様の扱い（手術の同意、病状の説明）がされるようにしてほしい		D	
205	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市営住宅の入居条件で同居できるようにしてほしい。	D		
206	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	今回宣誓したことによるメリットは、公営住宅の入居ですが、民間アパートに広げること、病院や施設に関わる家族の中にも同性パートナーまで広げること、生命保険の受取人も可能にすること。	D		
207	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	就職する時の保証人や様々な場面での保証人にも適用できるよう各事業所にもよびかけていくことだと思います。	D		

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
208	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	各事業所で婚姻や死亡等の慶弔制度が設けられていることが多いかと思いますが、性的少数者も同じように取り扱われるよう、働きかけをお願いします。	制度の導入に伴うサービスについては、現在、調整を進めているところですが、行政サービスとしては市営住宅の申し込み等を可能にしたいと考えています。また、民間サービスとして携帯電話の家族割等も、受けられるようになると考えております。この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者が受けられるサービスが拡大していくよう、市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めてまいります。 なお、利用可能なサービスについては、今後作成する制度のガイドブックに掲載したいと考えております。	D
209	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	他市の制度にも学び内容の充実を望みます。（他都市の自治体との協定、病院で家族同様の扱いをされ説明をうけたり、手術の同意、看取りなどを認めること。携帯電話の家族割が適用されるなど、さまざまなことが当然の権利とされるように。）		D
210	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーといっしょに墓地に入る事や双方の財産も家族として相続できる様にしてほしいです。		D
211	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ制度を充実させ、現在の婚姻制度で認められている内容と同等の保障を考えてほしいと思います。		D
212	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領証を持つ事で、どの様なメリット、デメリットがあるのか、わかりません。この制度を走らせて、これは、大変な事だ。制度を廃止するという様な事では、性的少数者をより一層差別視するのではないのでしょうか。		D
213	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	制度としては、市営住宅入居や公立病院での家族としての取り扱い（救急車の同乗や、面会・手術の同意など）なども併せて導入していただきたいです。		D
214	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	認められたカップルの市住への入居や税の控除など、市としても外国の例など取り入れられることは考えて欲しいと思います。誰もが住みやすい市になれば、人口も増えるのでは。		D
215	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	市役所の職員の福利厚生（冠婚葬祭に関わる慶弔既定の運用及び休暇の取得等）について当事者の職員も使えるようにする。（当事者の有無にかかわらず適用する範囲を広げておくことは、当事者の「あぶりだし」の防止につながる。）		ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
216	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的少数者であっても、一般的な婚姻関係に適用される制度が保障されるような制度設計をお願いします。	本制度に法的効力はありませんが、制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者が受けられるサービスが拡大していくよう市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めてまいります。	D
217	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	(案)では具体的にどのような制度になるのか、考えているのかが見えませんが、当事者の方たちに十分、困っていること現状や要望を聞き、一般的な婚姻制度と等しいものとなる様に望みます。		D
218	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	法的な効力はないということですが、婚姻に準じた(効力のある)制度となるようにすることが人権や多様性を認める社会になると思います。		D
219	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	「生きづらさや不安が少しでも解消され」「社会的理解の促進につながる」ために、公営住宅に入居できない、受診や入院の際に家族として認められない、保証人として認められない、など性的少数者の方々が直面している困難事例を具体的に例示し、制度導入により具体的にどのようにそれらの事例が改善されるのかを周知することで、より社会的な理解が進むのではないのでしょうか。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 なお、性的少数者の方々が直面する具体的な困難事例については、今後作成する啓発パンフレットに掲載したいと考えております。	D
220	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ制度について、まだ知らない、差別や偏見があると思います。制度を実効あるものにするために、誰でも分かるような説明、啓発、教育に最大限の力を注いでください。特に行政に携わる市職員のみならず、市民の代表である市議の方々には深い理解をお願いします。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。制度内容や性の多様性の理解促進につきましては、パンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をしてまいりたいと考えております。 市職員に対しては性の多様性について理解促進を図るハンドブックを作成し、研修を行うなど、導入に向けて取り組みを進めてきたところであり、制度に関しても研修を行い、周知してまいります。 また、いただいたご意見は議会事務局へお伝えします。	D
221	5	その他	アライを表明するバッジ、ステッカー等作成配布(販売)。当事者でないマジョリティ側の意識改革、積極的参加を促したい。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
222	5	その他	アライの方を増やす活動を進めてほしいです。		D
223	5	その他	企業への教育活動も必要だと思うので、LGBT+フレンドリー企業の宣言等も必要かなと思います。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
224	5	その他	レインボーのライトアップ、LGBTの啓発イベントなど鹿児島市独自のものも作ってほしいです。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
225	5	その他	学習会の修了者には「認定証」（バッジなど）を発行し、「アライ」であることを当事者に知らせるよう努める。市の事業として予算化する。		D
226	5	その他	用語は、当事者やその他のの方が分かりやすい文章と合わせて、使っていければ、より浸透していく気がします。そこから宣誓とは等に結びついていければ行政の方々も動きやすく、市民の方の解釈もしやすいのではと思います。常に意見が提出できる環境を今回を含め望みます。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
227	5	その他	自治体のパンフレット等で見かける「理解」や「認め合う」という言葉の暴力性にも人権侵害を感じます。これはマジョリティがマイノリティのつらさを上から押さえつけるような特権を持っている人たちが使う言葉です。マイノリティはマジョリティに認められて初めて存在するものではないです。すべての人はすでに一人一人存在しています。また、人権問題はおもいやりでカバーできるものではありません。「みんな違ってみんな良い」も、当たり前すぎて、標語のようになっており嘘っぽく感じ、うんざりします。本当に大切なことが伝わっていません。言葉ひとつで人権への意識が読み取れます。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
228	5	その他	学校での啓発・教育に力を入れてほしいです。	学校など教育機関での理解促進や啓発については、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。 また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。	D
229	5	その他	学校教育での啓発をお願いします。子どもたちが性的少数者に対する偏見や差別意識を持たず、多様性を受け入れられるような教育を望みます。		D
230	5	その他	私たちの周囲にも声をあげられず不自由な思いをしている性的マイノリティーの方当事者カップルなどいらっしゃると思います。子どもたちの中にも自分の性自認で悩みをかかえている子もいるかも。学校現場でも啓発・教育に力を注いでほしいです。		D
231	5	その他	子どもの頃からのすりこみで自分の性自認で悩む子がいないように学校教育（性別名簿などの改善）で性別でなく一個人としての尊厳を教えていただくよう希望します。		D
232	5	その他	小学校等学習をすすめてほしい。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
233	5	その他	学校教育では今もつとめていらっしゃると思いますが、偏りなく知る機会をつくるように授業でとりくまれる様だと思います。	学校など教育機関での理解促進や啓発については、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。 また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。	D
234	5	その他	企業バージョン以外にも、県内の小中高の校長向けにZoom合同研修を一斉に行ってほしいです		D
235	5	その他	学校や幼稚園保育園において・・・混合名簿、全員「さん」で呼ぶ。中高の制服をブレザーにし、男女どちらでも選択しやすいデザインを増やす。（セーラー服と学ランでは違いすぎて対応が難しい。セーラー服には女子が中に保温効果のある下着を着にくいことなど女子の身体が冷えてしまう不利益を現役の教師の声として聞こえてきます）それができなければ、制服と類似した服の着用を認める。体操服（ほとんどが男女同じだと思います）や水着なども配慮。ここでも、性的少数者の方だけに限定しない配慮が必要です。すべての先生に研修などを受けてもらう。児童生徒に教育するための教材（DVD）などの購入。先生方も難しいと思います。		D
236	5	その他	鹿児島市内の全校種の学校に性別で分けない名簿を導入するとともに性的少数者について正しく理解する学習を発達段階に応じて教育課程に位置づける。また段階的に制服を自由に選べるようにするなどの対策も検討する。（制服の必要性についても検討する）		D
237	5	その他	私は以前、LGBTQ 当事者との交流会に参加をしたことがあります。そこで聞いた話をいかし、男女別になっている 校則（髪型）の見直しを 中学校 生徒会で進めました。しかし、生徒をはじめ先生方も校則が当事者の人権を侵害していることを まだまだ 理解していないように感じました。先生方が問題意識を持たなければ、校則の見直しも承認もされません。このような制度が 市に 導入されると、学校でも理解が進み、誰もが過ごしやすい学校生活が送られるのではないかと 期待しています。		D
238	5	その他	自分と人とを尊重する制度として、義務教育期間からの普及啓発を望みます。		D
239	5	その他	小さい時からの人権意識の向上の為、学校等との協働も必要だと思います。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
240	5	その他	パートナーシップ制度の広報や、子どもたちに（人権の啓発）1人1人を認め合う、大事にすることにつながる教育に力を入れて欲しい。いじめをなくすことにつながると思います。	学校など教育機関での理解促進や啓発については、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。 また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。	D
241	5	その他	これから生きる子どもたちのためにも、このパートナーシップ制度について知らせてほしいです。学校現場へ出前授業もしてほしいです。導入の際は、お知らせのパンフレットなども配布してください。あわせて性教育も重要だと思います。学校の道徳などにも取り入れてほしい。知らない子ども達が多い。		D
242	5	その他	学校における制服やトイレの問題、学校でも事業所でも通称名の使用（特にネーム）や雇用の際の履歴書の男女欄をなくすなど。性的少数者の方が教育の機会を奪われることなく、自分の能力をセクシャリティに関係なく発揮できるような環境づくりをよろしくお願いいたします。	性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して生活できるよう、周知啓発に努めてまいります。学校など教育機関での理解促進や啓発については、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。 また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。	D
243	5	その他	わからないことは制度施行後も制度の成熟にむけて取り組んでほしい。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
244	5	その他	このような悩みを持っている方が、ストレスなく生活できるようにしてほしい。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
245	5	その他	先に導入した自治体から学び、住んでいるところによって差がないようにと願います。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
246	5	その他	指宿市や東京都渋谷区（他にもあると思いますが）のように市の施設などに「誰でもトイレ」の設置をお願いします。これから整備される公共施設にはぜひ！	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 なお、本市が所管する施設の多目的トイレについては、人権推進課（旧人権啓発室）において「誰でも利用できる」旨の表示や設置場所の周知等呼びかけてきたところです。	D
247	5	その他	まずは、パートナーとして認め、職場や地域で不利益や不適切な扱いを受けた時の相談先を考えたり、周囲の理解を進め、偏見や差別といった人権侵害の解消のための手だてを実施していくといった、これからの施策が大事になると思います。	ご意見については、今後、制度実施にあたり参考とさせていただきます。 制度導入にあたっては制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる機会や場を捉えて市民や事業者等の皆さんに周知啓発をしてまいります。 また、相談先については、今後作成する制度のガイドブックやパンフレット等に掲載したいと考えております。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
248	5	その他	宣誓したカップルが夫婦であり家族であることを社会全体が認めるように、市には主導的な役割を果たして欲しいです。	制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。また、制度の趣旨が適切に理解されるよう、市民や事業者等の皆さんへ周知啓発に努めてまいります。	D
249	5	その他	市役所内でパートナーシップ宣誓をした方の情報をどのように共有するのか分かりませんが、関係が解消されたり無効になった情報も速やかに連絡し、職場間で齟齬のないようにしてほしいです。	性的指向・性自認に関する情報については、個人情報であることを認識し、適正に取り扱ってまいります。 無効となった宣誓者の情報の取扱いについては、今後、要綱等を定める中で検討してまいります。	D
250	3	その他	一ツ橋大学でおきたような事がないようにしてほしい。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 制度導入にあたっては、制度の趣旨や性の多様性についての理解促進を図るためのパンフレットやポスターを作成するなどして、関係機関と連携しながら、あらゆる場や機会を捉えて、市民や事業者等の皆さんに周知啓発をしてまいります。 また、アウトティングが人権侵害であることについても、今後作成するパンフレットに掲載し、周知啓発をしてまいりたいと考えております。	D
251	5	その他	安心して市民サービスを受けられるよう、市役所内での徹底した職員研修をお願いしたい。	職員に対しては、これまで性の多様性について理解促進を図るハンドブックを作成し、研修を行ってきました。制度導入にあたっては、職員研修の回数を増やすなどして、性の多様性について理解を深めるとともに、適切な対応ができるよう努めてまいります。	D
252	5	その他	制度にかかわる職員の方々への充分の周知が必要なのではと考えます。		D
253	5	その他	あるあるでうんざりしているところですが、「LGBTs当事者です」と伝えると、まるで宇宙人のような腫物を触るような得体のしれないような目に対応されることが日常生活において物凄く多いので、せめて交付する際の受付や手続きをする方々にはふつうに人間を見る目で見てもらえないでしょうかというシンプルなお願いです。結構疲れます。		D
254	5	その他	市の職員の研修や共通理解を図る		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
255	5	その他	相談窓口などや専門の部署をつくる。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。 性的少数者の人権やパートナーシップ宣誓制度に関しては、人権推進課（旧人権啓発室）が所管しております。また、本市には、現在、性的少数者の方々に特化した相談窓口はありませんが、サンエールかごしまにおいて性別に起因した悩みの一つとして相談に応じているほか、性同一性障害に関しては保健所が応じております。また、人権に関する相談に関しては、法務局の人権相談窓口をご案内しております。	D
256	5	その他	LGBTs相談窓口の設置（法、人権、その他専門機関へとつなぐ仕組み作り）		D
257	5	その他	詳細なことを決めていくと思われませんが、是非その際に、当事者もいれて頂いての決定をお願いしたいと思います。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
258	5	その他	マイノリティであるというだけで奪われている幸せや権利がなくなるよう、当事者の方々の要望を躊躇なく取り入れてほしいです。		D
259	5	その他	様々な市民の意見やなによりも当事者の皆さんのご意見やご要望をしっかり受け止めていただきたいと思います。せっかく他都市（県内）に先んじて行うのですから。	ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
260	5	その他	制度の施行する側の都合のいい制度ではなく制度を希望している方々へやさしい制度であってほしいです。		D
261	5	その他	当事者の方たちと、たくさん話をしてほしい。		D
262	5	その他	市役所内にも必ず当事者はいます。見た目では分かりません。配慮をお願いします。	職員への配慮については、これまでも市職員のための性の多様性に関するハンドブックの中で、留意すべき点について掲載し、研修を行ってきたところであり、今後も引き続き市役所内での周知啓発に努めてまいります。	D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
263	5	その他	「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定」を県内自治体のみならず、熊本市、福岡市、北九州市といった交流連携協定を結ぶ他都市とも連携されたい。	都市間の相互利用については、今後、制度を導入している近隣自治体との協議を進めてまいりたいと考えております。	D
264	5	その他	他の自治体と提携し、市を転出した場合でも資格が引き継げるようにしてほしいです。鹿児島市も、他の自治体と提携し、市を転出した場合でも資格が引き継げるようにしてほしいです。		D
265	5	その他	他の自治体とも連携し全国的に使える制度となるようにお願いします。		D
266	5	その他	すでに制度を導入している全国の自治体と協定を結んでください。		D
267	5	その他	導入している市区町とぜひ協定を結んでください。協定を結ぶと、お互いの市区町が連携をとることができ、それぞれの住民にとっても行政の皆さんにとってもプラスになると思います。		D
268	5	その他	別な市に移り住むたびに書類を出すことはとてもストレスになると思う。県内の移動は一般の方と一緒に手続きにしてほしい。		D
269	5	その他	少しでも多くの自治体と同様の制度を導入して、その連携もしてもらいたいです。		D
270	5	その他	パートナーシップ制度を導入している他の自治体との連携を図り、移動後も同制度を利用できるようにする。(県内・九州内など)		D
271	5	その他	九州でも、福岡・熊本を始め、宮崎や北九州などの自治体で導入されており、福岡、熊本、北九州にいたっては、連携協定まで結び、この自治体間であれば、引っ越しをしても改めて制度利用の手続をすることなく、パートナーシップ宣誓の効果が持続するところまでできております。鹿児島が、この流れに今なお乗らずにいるのは、大変恥ずかしい状況であると思います。早急に制度を導入し、また福岡などと連携協定まで結ぶところまで進んでほしいと強く望みます。		D

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
272	5	その他	転勤などしても導入している地域でも適用できるように提携を結んでほしい。	都市間の相互利用については、今後、制度を導入している近隣自治体との協議を進めてまいりたいと考えております。	D
273	5	その他	法的効力はなくても、公的に認められることは当事者にとって大きな支えになるのではないかと思います。都市間相互利用など、より利便性の高い制度の早期導入を望みます。		D
274	1	趣旨や制度の概要	LGBTsだけではなく、その他社会的にマイノリティとして生きづらさを感じている当事者は特別扱いをしてほしいわけではなく、同じように扱ってください、同じスタートラインに立たせてくださいということです。	ご意見として承ります。	E
275	1	趣旨や制度の概要	趣旨の中の「取り組みの一環として、要綱により」となっているが、要綱（案）がないので表示した方がよい。	要綱についてはパブリックコメントの結果等を踏まえ、今後、作成してまいります。	E
276	1	趣旨や制度の概要	まだ十分に把握できていませんが、この間の元首相であり森オリンピック会長の発言や竹下元総務会長の発言などを聞いていると私達のまわりでは、まだまだ理解がむずかしいのかなと思ってます。特にそれを評している女性の例にも問題ありだとは思いますが…。是非多くの方が宣誓者となれることを信じております。応援します。定義・宣誓者の要件、必要書類も大切ですが、まずは理解出来る人を育成していく事が前提だと思います。たくさん意見をきいていただければと思ってます。個人が傷つかない様にする事が一番大切だと思ってます。相手を想いやる心があれば解決出来る事が多々あると思ってます。とにかく世界の中でも先進国といわれながらまだまだ世間の目は厳しいと思ってます。これを機会に教育の現場での普及が出来る様に願ってます。	賛同のご意見として承ります。 学校など教育機関での理解促進や啓発につきましては、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組みを進めてまいります。 また、いただいたご意見は、教育委員会へお伝えします。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
277	1	趣旨や制度の概要	<p>私は同性愛者かつ、県外にパートナーを持つ男です。指宿市に導入された際にはとてもいいなと思っていたので、鹿児島市でも導入していただけるととてもありがたいです。</p> <p>公営住宅への入居が認められたり、病院で家族として扱ってもらえたりなどのサポートが受けられるなど、男女の結婚同様の扱いができるようになるのは同性愛者の方ならだれでも嬉しいかと思われず。私のパートナーは県外在住なのですが、そろそろ同棲などしたいねと話をよくします。その際に、私が県外に引っ越すか、パートナーが鹿児島県に引っ越すかでよく話題になり、それぞれが引っ越した際のメリット・デメリットを考えるのですが、「パートナー制度があるかないか」はとても重要なポイントだと思います。多分、他の同性愛者の方でも同じことを考えると思うので、県内へのリターン者や引っ越そうと思っている主に若い人を呼び込み、鹿児島の活性化にもつながるのではと思いました。要は「県外への人材の流出を防ぐ」「県外の人を鹿児島に引き入れる」ための鹿児島活性化の方法の1つとして、パートナーシップ制度があるかどうかの影響すると思います。ただ、いまだに「同性愛者が増えると子供が減る」「同性愛者は生産性がない」などの意見を持つ人がいるのも現状です。(これに関しては子育てをせず仕事に集中したい女性の方にも同じことが言えると思いますので、生産性がないということに関しては「No」だと思いますが。)確かに子供は作れませんが、子供を育てたいと思う人たちも大勢います。そうなった場合は児童養護施設などにいる子供たちを引き取りたいと思う人達も出てきたりするのではないのでしょうか。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。</p>	E
278	1	趣旨や制度の概要	<p>個人的にはパートナーと男女カップルと同じようにそん色なく過ごせるだろうと思いますし、パートナーシップ制度はぜひ導入を検討していただきたいです。</p>		E
279	1	趣旨や制度の概要	<p>私は鹿児島市に長年住んでいます。県外にパートナーがおり、鹿児島市で一緒に同居するため、1年かかりで移住の準備を進め、今月中に移住が完了します。指宿市でパートナーシップの導入の話題が出た時に、鹿児島市もきっと続いてくれる、でも時間はかかるかもしれないと思っていましたが、こんなにも早く導入を進めて下さった市長や関係者の皆様のご尽力に対して厚く御礼申し上げます。移住によって「鹿児島市民」となるパートナー、そして私自身、パートナーシップ宣言制度により安心して、誇りを持って新生活を送ることができると確信しています。</p>		E
280	1	趣旨や制度の概要	<p>性的少数者のカップルが、さまざまな制約を受けている中で、本制度により限定的でも、他のカップルと同じようにサービスなどうけられるようになることは評価できます。本制度が市民に広く認知され、本制度によってパートナーシップ宣誓したカップルが、広く市民から祝福されるように、理解がすすむように、一人の市民としてともに努力をしていきたいと思えます。</p>		E
281	1	趣旨や制度の概要	<p>趣旨について賛成です。多様性が尊重されることは、LGBTだけでなく寛容な社会へ繋がると感じます。制度の導入を心待ちにしています。反対の方もいるかもしれませんが、その方々への間違った知識や偏見への啓発にもなると思います。</p>		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
282	1	趣旨や制度の概要	鹿児島市がパートナーシップ宣誓制度を導入することは、市が多様性を尊重していることをアピールするものであり、歓迎します。少数者の人権が尊重されることは、すべての市民の暮らしやすさにもつながります。これからもより一層、多様性が尊重される施策を期待しています。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
283	1	趣旨や制度の概要	当事者カップルが生活をされる中で生じているいろいろな不利益が解消されるよう当市でもパートナーシップ制度が導入されることは大きな前身とうれしく受け止めております。		E
284	1	趣旨や制度の概要	日本国憲法第13条には、「すべての国民は個人として尊重される」とあります。ひとりひとりの国民は法の下での平等も保障されています。当事者達が肩身の狭い思いをしたり、種々な権利が守られていない昨今の状況については一日も早い改善を求めます。		E
285	1	趣旨や制度の概要	初めてのことを取り組むにはさまざまな意見があられると思いますが、まずはパートナーシップ制度がここまで鹿児島市で取り組んでいることに感謝申し上げます。		E
286	1	趣旨や制度の概要	よく分からないけど、これから子どもたちのためにもこういう制度があるといいなあと思います。		E
287	1	趣旨や制度の概要	趣旨や制度については、概ね賛成です。すべての人の人権が守られることは、とても大切なことです。		E
288	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ宣誓制度が早速導入されると聞き、とてもうれしく思います。		E
289	1	趣旨や制度の概要	人として認めあえる社会であってほしい。男性とか女性とか関係なくみんな同じ人間という考えが広がってほしい！		E
290	1	趣旨や制度の概要	導入されるのはとてもいいことだと思います。どんなマイノリティーの人々も、生き活きと暮らせる社会であって欲しいこの制度が導入されることで自分自身を認めるきっかけになる人もいると思います。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
291	1	趣旨や制度の概要	鹿児島市がパートナーシップ宣誓制度をつくることに賛成します。国がLGBTの方の婚姻をいまだに認めていないことを考えると当事者の方の人権を守るためにも必要不可欠な制度だと思います。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
292	1	趣旨や制度の概要	「一人ひとりの人権、多様性が尊重され、誰もが安心して暮らしていける鹿児島市」実現のための制度は大いに歓迎です。		E
293	1	趣旨や制度の概要	鹿児島市がいち早くパートナーシップ制度導入して下さい、本当に嬉しく思います。もっともっと多くの自治体が導入するよう働きかけてほしいです。		E
294	1	趣旨や制度の概要	早くはじめてほしい。		E
295	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ宣誓制度が導入されたことは大変評価します。通り一編のものにならないよう、色々な意見をしっかり受けとめてもらいたいと思います。		E
296	1	趣旨や制度の概要	行政でも様々な不安が多く出てくるかもしれませんが、ようやくジェンダー平等の一步になった事を嬉しく思います。今回のパートナーシップ制度を大変嬉しく感謝しております。私自身は逆にパートナーが出来にくいLGBTQのAsexualと自覚しております。これから私の様な無性愛の超マイノリティな方も増えていくと思うので、相手が出来ない。恋愛が出来ない方へのサポートも考えるきっかけになればと思います。これからは大変だとは思いますが、行政の方の力になれる様、市民としてもこの制度を大切にしていきたいと思っています。		E
297	1	趣旨や制度の概要	「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の導入に強く賛成します。今現在、進行形で困っている方々のために早急に導入をお願いします。同性婚ができない日本において自治体できることの第一歩だと思います。九州の中では特に鹿児島は男尊女卑が強いと聞いていましたが、想像していた以上に女性に対する差別が日常の色々なパターンとして多く存在していると感じます。その鹿児島で制度が導入されるということは、人権が守られるということが「可視化」されるということであり、それこそが理解促進になると考えます。制度ができることによりLGBTsの子どもたちにもほんの少しの希望を与えることができるのではないのでしょうか。		E
298	1	趣旨や制度の概要	多様性を尊重するためにもパートナーシップ制度が導入されることに大賛成です。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
299	1	趣旨や制度の概要	この制度ができることで、市民にも性の多様性について考えてもらえる機会になると思うし、当事者が少しでも生きづらさを解消できるようになればいいと思う。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
300	1	趣旨や制度の概要	同性婚を国の法律として制定してもらえば、それが一番良いと思うのだが、それが難しい中では、このパートナーシップ宣誓制度が導入されることは大変望ましいと思う。		E
301	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ宣誓制度の導入に賛成します。ゆくゆくは国において法律に基づき性的少数者の方々も婚姻できるようにすべきと考えますが、それを待っていたら不平等を座視するだけです。地方自治体ができることをするのは当然で、社会の流れからみて遅いくらいではないでしょうか。		E
302	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ宣誓制度に賛成です。この制度を導入することで、生きやすくなり、救われる人がたくさんいると思います。また、この制度が誰かを傷つけたり、生きにくくすることはないと思います。選択肢は多いに越したことがないです。少数派の人たちも含めて、全員が生きやすく、選択できる街であってほしいです。		E
303	1	趣旨や制度の概要	性的少数者は世界的に視ても増加傾向がある様に見受けられる。又、その方々の御苦労も推察される所が多分にある。人間の本来の、自然な姿ではないと思うが、配慮としては認められる事であろうと思う。示されている通りで問題ないと思う。		E
304	1	趣旨や制度の概要	不寛容さと同調圧力が漂う社会での生きづらさを私自身感じています。そのような社会で、性的マイノリティの方の生きづらさは想像を超えるものだと思います。本当は法改正が理想ですが、この制度により少しでも生きづらさの解消になればと望みます。どんなバックグラウンドがあろうとも、自分らしくありのまま生きていける、それぞれの違いを認め合えるような、温もりのある社会が実現することを切に願います。		E
305	1	趣旨や制度の概要	鹿児島市にこのような制度が導入されることは大変素晴らしく意味のあることだと思っています。セクシャルマイノリティも地域で生活する市民の一員です。制度を利用するかどうかとは別の次元で、私自身も含め導入により生きやすくなる人たちが増えると考えています。		E
306	1	趣旨や制度の概要	性的少数者が直面している課題解決に向けた制度の導入の検討には全面的に賛同する。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
307	1	趣旨や制度の概要	<p>パートナーシップ制度についての意見を提出いたします。 この制度は積極的に導入すべきと考えます。以下、理由を述べます。 パートナーシップ制度は、主として同性愛者のカップルの利用を想定したものだと思えます。同性愛者のカップルにも、パートナーと婚姻関係を結びたいという当事者は少なからず存在しております。ところが現在の日本では、合法化されておりません（私自身は、同性婚を認めないのは違憲との立場で、その旨の論文も執筆しております。 国として認められていないことを踏まえて、いくつかの自治体がパートナーシップ制度を導入しており、自治体によっては大変多くのカップルが制度を利用しています。これは制度の必要性を強く示唆しております。さらに、制度利用のためにその自治体に転入してきたカップルもいると、いくつかの自治体から直接伺っております。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。</p>	E
308	1	趣旨や制度の概要	<p>性自認や性的指向によって、人としての権利が損なわれないような社会になってほしいので、パートナーシップ制度の導入には賛成です。</p>		E
309	1	趣旨や制度の概要	<p>パートナーシップ宣誓制度に賛成いたします。性的少数者の方々が、これまでたくさんの生きづらさを抱え、絶望や忍耐の中から声をあげ、「ようやく、ここまで来た」ことを感慨深く思います。シンプルに好きな人と生活を共にしたくても、病気になった際の困惑、万一、どちらかが他界した場合に起きるトラブルなど、少しでも回避できる制度と考えます。ぜひ、前向きに導入の検討をお願いいたします。 国連の提唱を受け、世界の潮流はジェンダーイコォリティ、性別平等であり、一人一人の生き方を保障することで、持続可能な社会づくりを目指しています。このコロナ禍でうまく対処できている国々のリーダーに女性が多いのは周知の事実です。またお隣の台湾は、トランスジェンダーを公にする、若い大臣が指揮を執り、大きな成果をあげています。性別で生き方を括らず、無用の差別や偏見を排除することで、これまでにない多様な視点が政治に持ち込まれ、社会経済の発展にも大きく寄与する結果をだしています。性別による、不要な差別で、その人が不利な生き方を余儀なくされ、本来持っている能力を発揮できないことは、社会全体の損失でもあります。多様性を持った、柔軟な社会づくりを目指すために、今回の導入が、そのきっかけの一つになることを願ってやみません。</p>		E
310	1	趣旨や制度の概要	<p>鹿児島市の「パートナーシップ宣誓制度」導入をととても嬉しく思っています。性的弱者が暮らしやすくなる優しい鹿児島市になってほしいです。</p>		E
311	1	趣旨や制度の概要	<p>人権が尊重され、誰もが生きていいと思える鹿児島市になってほしいと思います。</p>		E
312	1	趣旨や制度の概要	<p>書面のとおりでよいと思います。はじめの一步は市長に対して宣誓という形になると思いますが、将来的には役場での書類提出になることを希望します。このような形で進めてくださってよいです。鹿児島市への導入、本当にありがとうございます。平等な権利が整うように願っています。</p>		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
313	1	趣旨や制度の概要	趣旨に賛同します。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
314	1	趣旨や制度の概要	大いに賛同します。鹿児島市もやっとここまでできたか、との思いです。性的少数者の方々にとっても生きやすさの一つにつながるのではないのでしょうか。さらに制度が充実していくことを望みます。		E
315	1	趣旨や制度の概要	1日でも早く導入でき、安心して生活できる鹿児島市になってほしいです。		E
316	1	趣旨や制度の概要	「パートナーシップ宣誓制度」を導入されることにたいへん感動しております。市長の言われる住んでよかった、住んでみたい鹿児島市へ一歩前進することを願います。		E
317	1	趣旨や制度の概要	この制度の導入によって、性的少数者のお二人がお互いを人生のパートナーとして、いきいきと生活できることは、大変意義があると思います。性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う「共生社会」が実現することを期待します。		E
318	1	趣旨や制度の概要	「互いを人生のパートナー」として責任を互いに負う視点は重要だと思います。		E
319	1	趣旨や制度の概要	人権尊重の上からも、性的マイノリティの方々が、偏見をもたれたり差別されることのない、多様性が尊重される社会は、すべての人にとっても暮らしやすい鹿児島市につながると思います。まずはパートナーであることを市が認めることは、素晴らしいことです。		E
320	1	趣旨や制度の概要	制度の導入、市民としてとても嬉しく思います。		E
321	1	趣旨や制度の概要	あたたかい制度になってほしい。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
322	1	趣旨や制度の概要	人権を大切にする鹿児島市の姿勢を、市民の目の見えるものにしてほしい。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
323	1	趣旨や制度の概要	多様性が当たり前になり、すべての人が生きやすい社会になることを願っているので、鹿児島市パートナーシップ宣誓制度に賛同致します。		E
324	1	趣旨や制度の概要	鹿児島市において、パートナーシップ制度を導入することに賛成します。県内で最大の都市であることから、性的マイノリティの人々は多くいることは推測されます。今は、社会的な認知が乏しく、性的マイノリティの人々が声を上げて、何かを発言することへの、ハードルの高さはあるように思います。行政が率先して、性的マイノリティの存在を知らしめることにより、社会への認知も広がるものと期待できます。世界的に多様性を謳う中、そして海外からの観光客を迎える上でも、必要なことだと感じます。今回のパートナーシップ制度の導入は、これがゴールではなく、多様性の社会を考える上でもスタートになるものだと思います。		E
325	1	趣旨や制度の概要	すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らしていけるよう、パートナーシップ宣誓制度の早期導入を望みます。		E
326	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップについて、市が制度として認めることに賛成。誰であっても少数派であるということで生き方を狭められてよいはずがない。鹿児島市議会で過去にLGBTの方の尊厳を踏みにじるような発言が全国ニュースで取り上げられるなど、まだまだ人権の意識は低い。このような状況で、パートナーシップの宣誓を行政が認めることの意義は大きいと思う。		E
327	1	趣旨や制度の概要	制度内容は概ね良いと思う。性的少数者への理解が進み、「少子化を加速させる」「社会が崩壊する」「国が減ぶ」などのいわれの無い誹りを受けずに済む世の中であってほしいと思う。		E
328	1	趣旨や制度の概要	県内で最も人口の多い市であるため、性的マイノリティの方の人数も多かったのではないかと思います。窮屈な思いをされず、堂々と人生を共にする人との関係性を誓い合えるようになること、祝福します。		E
329	1	趣旨や制度の概要	市長のリーダーシップのもと、人権啓発室をはじめ、関係部局が連携して効率よく運営されていくことを期待しております。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
330	1	趣旨や制度の概要	共生社会の実現が社会的課題といわれる昨今、1人ひとりの人権、多様性が尊重され、誰もが安心して暮らせるとともに、性的少数者の方々の生きづらさを解消する取り組みとして、素晴らしいことだと思います。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
331	1	趣旨や制度の概要	「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）でいいと思います。		E
332	1	趣旨や制度の概要	一人ひとり人権と多様性が尊重され誰もが安心して暮らしていける鹿児島市の実現に向けての施策は素晴らしいと思います。		E
333	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ制度ではなく、あえてパートナーシップ宣誓制度であることに意味があるのか？と考えました。婚姻との形と少し違う所にあえて線引き感を感じてしまわないのか？心配です。制度がスタートしさまざまな意見を取り組み制度施行で終了していくのではなく制度がより成熟していくことを希望します。	パートナーシップ宣誓制度は、本人たちの意思を尊重する制度です。法に基づく届け出と違い、本人たちの「宣誓」の行為が重要であると考えているため同名称としたところです。	E
334	1	趣旨や制度の概要	「法的効力はありませんが…社会理解の促進につながることを目指す」について、本制度は形式的・観念的なものではなく、実生活に即生かしたものでなければならない。よって「社会的理解の促進」をここで謳うことは個人的なパートナーシップ制度をまちづくりに利用するようにも捉えられる。	本制度は、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、性的少数者の方々の支援の一環として導入するものです。	E
335	1	趣旨や制度の概要	性的少数者のみを対象としたパートナーシップ宣誓制度の導入には反対です。導入するなら典型的男女も含めた全ての人々が利用できる制度にするべきです。 理由。提案されている制度では、性的少数者のみを対象にしており、典型的男女に対する逆差別となる。典型的男女についても様々の理由で戸籍上の婚姻が出来ないカップルにもパートナーシップ宣誓制度の必要性はあるから性的少数者だけに限定するべきではない。性的少数者のみを対象としたこの制度は、憲法14条の法の下に違反して違憲である。パートナーシップを性的少数者だけに限定すると、パートナーシップ宣誓制度が性的少数者を逆に目立たせることになり、却って好奇の目にさらされるなどの差別を生む可能性がある。「性的少数者の方々の生きづらさや不安」を解消するのと逆の効果を生むことになる。	本制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものです。事実婚については、住民票で妻（未届）と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明する手立てがあるとともに、公営住宅に入居できるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々が置かれている状況とは異なるものと考えております。本制度は、性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するために実施するものであり、合理的な取り扱いであることから憲法14条の法の下に違反するものではないと考えております。また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
336	1	趣旨や制度の概要	法的効力がない「要綱」のレベルで市が公認するというのは疑問に思います。	性的少数者の方々は本人の意思では変えることのできない、性的指向や性自認により、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じておられます。 国が掲げている人権啓発活動の強調事項の一つに、性的指向や性自認に関する偏見等が指摘されております。 本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。 本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありましたが人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。	E
337	1	趣旨や制度の概要	導入に今は反対です。新聞に「法的効力はないが、親族と同等として市営住宅への入居などが可能になる」と書かれていたが本当なのか。ありえないと思う。	考え方（案）の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。 本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。	E
338	1	趣旨や制度の概要	いわゆる性的少数者は昔から存在していて「おかま」とか「おなべ」と称されていました。多少からかいの意味もあったかもしれませんが一般の人に混じって問題なく日常を送っていたと思います。特に差別されているとは思いません。それより多くの結婚適齢期の人が結婚できない現状を放置していれば、結婚できなくて当然だ、少子化は仕方ないのだというメッセージを発していると同じことで少子化を助長していると非難されても仕方がないと考えます。再度申します。反対です。	制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。	E
339	1	趣旨や制度の概要	以下の通り反対いたします。 この制度は特定の政党が推進している政策であり、この政党の日本破壊活動を援助することになり鹿児島市のような大きな市が採用するべきではありません。この政党は世界の特定の政党とともに世界を無色の特徴の無い国にしたいと考えています。どこの国も同じにしてしまえばこの政党が支配しやすくなるからです。日本のように歴史と伝統のある国は最大の攻撃目標です。まず126代まで続いている天皇が攻撃されています。女系天皇をこの政党は推進していますが万世一系の男系でつなぐことを破壊すれば外国人も天皇になれることになります。秋篠宮家の真子内親王にプロポーズした小室圭なる人物はいかかわしい経歴の持ち主で天皇家の評判を落とすことを狙っているとか考えられません。鹿児島市は平和都市宣言をしていますがこれもこの政党が推進したものです。ある国の政党の解放軍が日本を占領するときに「平和都市宣言をしているところは攻撃しない」という噂を流せば鹿児島市が抵抗しなくなり、占領しやすくなることをある国の政党は狙っていると言われていました。2002年から2008年までゆとり教育というのが行われましたが教える時間を減らし教える内容を減らし、円周率3.14は3と覚えればよいという教育です。易しい問題を数多く解き、正解率をあげゆとりを持たせるからゆとり教育と名付けられました。この政党が推進したのですが狙いは自信のない学生を大量に卒業させて日本の教育を破壊するのが目的だったと思います。実際国際的な学力テストで日本の子供たちだけが顕著に学力が下がり、6年間でゆとり教育は中止され、授業時間が15%増やされました。ゆとり教育を受けてきた世代は企業でも、自衛隊でも学力に問題があると見られています。この政党がやっている運動に鎌倉時代は頼朝が天皇から征夷大将軍に任ぜられたから1192に始まったのではなく、1185年に平家が源氏に壇ノ浦で滅ぼされたときに始まったと書き換えることです。世界遺産になった仁徳天皇陵も証拠がないという理由で大山古墳と名前を換えることを主張しています。この政党の狙いは天皇の名前を歴史から消すこと、天皇の重要性を減らすことです。この政党は高大連携委員会というのを作っています。高校と大学の歴史教育の連携がうまくいっていないのでよくするという名目です。歴史の項目が多すぎるので精選しなければならないということで吉田松陰、高杉晋作、坂本龍馬の名前を削って、従軍慰安婦や南京大虐殺を重要とする案を出しています。日本の英傑の名前を消して、自虐心を植えつけたいのでしょうか。慰安婦は20万人が殺された韓国側は主張していますが慰安婦をやって死んだ人は一人もいません。南京大虐殺も30万人も民間人を殺したと主張していますがその写真が一枚もありません。これも捏造です。「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」をこの政党が推進するのは性的少数者を持ち上げて子供が生まれなくてもいいのだという風潮を作り上げたいと考えているのでしょうか。この政党は日本という国家を破壊しようと考えています。彼らが推進しているものはやらないのが正しいと思います。	また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
340	1	趣旨や制度の概要	下鶴市長選公約の75番目の理由付け、確信的アライバイ造りと受け止める。ナンセンス、国家破壊につながる。そもそもこの様な制度を考える人の気が知れない。昔からおかまやおなべはあった。LGBTなど何故英語由来の記述をする必要があるのか。LやGと誰がみても判りやすいシャツや洋服を提供するのは一策か？差別と区別は自ずと異なる。そもそもこの制度を考える人の気が知れない。特定の政党の国家消滅作戦の一環の作業にはまってはいけない。目覚めよ、市長いままら引き戻せる。「国の見解が出てからでも遅くない」	性的少数者の方々は本人の意思では変えることのできない、性的指向や性自認により、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じておられます。 国が掲げている人権啓発活動の強調事項の一つに、性的指向や性自認に関する偏見等が指摘されております。 本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。	E
341	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ宣誓制度の導入を求めているのは、特定の政治思想を有している特定の政党や団体である。鹿児島市に住む性的少数者個人々が、真にこのような制度の導入を求めているのか不明である。かえってこのような制度を導入して欲しくない、そっとしておいてほしいと考える性的少数者の個人もいるはずである。そのような性的少数者にとっては、特定の政治思想に立脚して声高に制度の導入を叫ぶ政党・団体により意に沿わない状況に巻き込まれる結果となる。	本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありましたが人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。 考え方（案）の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。 本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。	E
342	1	趣旨や制度の概要	性的少数者だけがクローズアップされてますが、性的少数者の人は、こういう制度を望んでいるのか判然としない気がします。性的少数者を明らかにする事が正しいのでしょうか。中途半端な制度が、後に、家族制度や戸籍法とか混乱を招くのではないのでしょうか。1国も県もまだ、方針を出していない案件に、少数の意見で制度を設け、かつ、税金を投入する事に理解できない。時期尚早と考えます。コロナで混沌とした情勢の中、何故今なのでしょう。理解できません。現状、どの様な差別が存在するのでしょうか。これまでも性的少数者は存在し、普通の人と同様の権利が与えられ、市民が周知の中、生活されていると考えます。過剰な制度は、社会を苦しめ、財政も苦しめるのではないのでしょうか。市単独でのこの制度導入は反対です。国、県の方針も仰ぐべきではないのでしょうか。	制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。	E
343	1	趣旨や制度の概要	法的効力がないのに、親族と同等とみなすのは、法律に抵触するのでは、ないか。		E
344	1	趣旨や制度の概要	密室で進めていることに違和感を感じます。情報を広く市民に公開して、進めていくのが筋だと思います。進め方の順番が違う。やり直しをお願いします。		E
345	1	趣旨や制度の概要	反対。かような制度を拙速に導入するとは。リベラルを自称する輩への人気取りでしょうか。戸籍との整合はできるの？。		E
346	1	趣旨や制度の概要	制度の進め方が雑なようで反対です。提案されている制度では、性的少数者のみを対象としており、典型的男女に対する逆差別となる事案がでてきたらどう対応するのでしょうか。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
347	1	趣旨や制度の概要	趣旨に賛同できません。法的効力がないのに、市長の権限で法的効力が認められている方々と同等に近い扱いをするのは平等ではありません。	性的少数者の方々は本人の意思では変えることのできない、性的指向や性自認により、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じておられます。 国が掲げている人権啓発活動の強調事項の一つに、性的指向や性自認に関する偏見等が指摘されております。 本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。	E
348	1	趣旨や制度の概要	法的効力はないと書いてあるが、この先法的効力を持たせていくための足掛かりを作ろうとしているように見える。どうやって性的少数者だと判断するのか。周知・啓発が十分に行われていない状態で制度を導入しても、混乱や不快な思いをする人が多いのではないかと思います。	本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。 本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありましたが人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。 考え方（案）の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。 本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。	E
349	1	趣旨や制度の概要	パートナーシップ制度導入は下鶴市長に交代した途端いきなり導入とは「不可解」である。森市長の在任中の鹿児島市議会における議論は煮詰まっていなかった。議会承認は経ていない継続案件である。それをいきなり導入とは横暴だ??許されない。法的根拠に乏しく法の正義に反する。既成事実から慣例にしてパートナーシップ制度をなしくずし的に導入していく。日本人の男女の性をなくするつもりか。皇紀皇統紀元2681年の日本国日本人の歴史的古典の教養の上に立脚した伝統文化の縦軸のナショナリズムの精神文明の独立を破壊するつもりか。未だに鹿児島市議会の継続案件であり「議会承認」は経ていない。鹿児島市は公的に認知させようと導入を急いでいるのか。時期尚早だ??私は反対する??パートナーシップ制度導入手続きに瑕疵がある。法の正義に反するとさくさに紛れた忖度による一部政党によるゴリ押しであるものと推察される。「議会承認」という正式手続きを経ずに市長交代時期のタイミングを図っての制度導入は市民をないがしろにした鹿児島市政の独裁である。 結論ありきで急ぎ過ぎている。不可解だ。法的根拠は無い。議会承認もない制度導入は異常でおかしい。導入を早急に急ぐ理由は一部左翼反日政党や市民団体からの圧力に屈服したとしか思えない。やっつけ仕事で導入しようとしている。撤回すべきだ??下鶴市政の汚点になる??。戸籍上の住所、氏名を持って本人性別とすべきである。	制度的導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。	E
350	1	趣旨や制度の概要	「パートナーシップ宣誓制度」は拡大解釈されると夫婦別姓、戸籍制度の廃止とどんどん進んで家族制度まで影響がでるのではないかと危惧している。		E
351	1	趣旨や制度の概要	この制度を説明した文書では確かにパートナーシップ宣言制度には法的な効力はないと述べられていますが、果たして市長の前で宣誓し、宣誓書受領証及び受領カードを交付された人々がそれで満足するでしょうか。市が性的少数者に特別にこの制度を認めた以上に、これらの市民が市に申請した場合、性的少数者でない人が行った申請の効果と比べその効果に違いが出てくることは必定で、このアリの一穴からその後の優越する範囲は広がると思います。最終的に日本のほとんどの地方公共団体がこの制度を認めたら、法改正等もなされると思われそうですし、しかも性的少数者の名の下に何でも認められ、法等を問答無用に凌駕する危険性すらあります。すなわち性的少数者といえれば議論も許されないような、表現の自由も制限されるようなことになることに危機感を覚えています。サラミスライスのように少しずつ自治体に譲歩させ、最後は大きな譲歩をさせる危険性があると思います。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
352	1	趣旨や制度の概要	私は「鹿児島市パートナーシップ宣言制度」には反対です。性的少数者が性的少数者でない人と同じように扱われ、差別されないことはもちろん必要だと思いますが、これは個人の尊厳を規定した憲法13条や差別を禁ずる14条によって保障されているから、あえて鹿児島市が鹿児島市パートナーシップ宣言制度として保護する必要はないと思いますし、かえってこのような制度を認めると性的少数者がそうでない市民より事実上の優越的な地位を保障されることになり、逆差別が起こると思います。	性的少数者の方々は本人の意思では変えることのできない、性的指向や性自認により、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じておられます。 国が掲げている人権啓発活動の強調事項の一つに、性的指向や性自認に関する偏見等が指摘されております。 本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。	E
353	1	趣旨や制度の概要	性的少数者の方々にも、意見を伺っては如何でしょうか？ この制度だとかえって、性的少数者が目立つように感じます。逆に特別扱いをしているようで、公平さを感じません。行政は公平であるべきではないでしょうか。	本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありました。人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。 考え方（案）の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。	E
354	1	趣旨や制度の概要	この制度の可否は人権や家族の在り方に関わる重要な問題だと思います。しかるに議会の議決を経ず、また市民への啓発や理解が深まっていない中で運用に踏み切ることには反対です。LGBTの方がそれを本当に求めているのか、それに対し市民の賛同が得られるのか、もっと啓発した上でその是非を問い、手続き的には議会の議決を経た上で決定すべきことと思います。私個人としては、この制度は国の根幹を成す家族制度の崩壊につながりかねない危険性を孕んでいると考えておりそうした観点からも運用に踏み切ること強く反対致します。	本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。 制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。	E
355	1	趣旨や制度の概要	「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」には大反対です。生きづらさは、誰もが持っているものではないでしょうか。性的少数者に関して、以前話を聞いたことがあります。仕事もあり、特に生活に困っているわけでもなく、子供世代の将来を考えるわけでもなく、利己的にしか聞こえず、私には全く共感できるところが1つもありませんでした。（「結婚は？」と聞かれるのは辛いとのことでしたが、「結婚は？」で辛い思いしている方は性的少数者ではない女性も男性も同じです。鹿児島市は男女の結婚を一番に支援していただきたいと思っています。）性的少数者に関しては本人達の意思や生き方であると思いますが、あえて表に出す必要があったり、大切な税金を使う必要があるのかということ非常に疑問に思います。誰もが安心して暮らしていける鹿児島市を実現されるならば、もっと非常に大切な「貧困」「少子化対策」「ひとり親の子育て支援」に力を注いでください。パートナーシップ宣誓制度よりも、もっと大事な異性との結婚や子育てを最優先に、積極的に支援してほしいです。子供が生まれないことには、将来の鹿児島市の発展はないと思います。非常に危惧しておりますし、性的少数者の方々のために大切な血税を1円も払いたくありません。将来に活かして、納得のいく税金の使い方をしていただきたいと思っています。それよりもっと生きづらさを感じている、本当に経済的にも困っている人や、将来の担い手の育成や子育て支援で、『男女が結婚し、安心して子育てができる鹿児島市』に力を注いでいただきたくお願いいたします。また条例の制定なく、市長権限で進めることがないよう切に願います。	性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。	E
356	1	趣旨や制度の概要	大反対です。法的効力がないのに、親族と同等とするというのは法律違反ではないでしょうか。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
357	1	趣旨や制度の概要	<p>憲法や法律順守の元に行うべき市行政を、現行では根拠とする人権法の解釈もあいまいで意見が分かれ、議論も追いついていない分野に市長が独断で踏み込み、市民の税金と職員の労力を割くべきではない。市税も職員も他に優先的な使い道がある。百歩譲って大切な事と思うなら、十分に市民に問いかけ、市民代表の市議会で議論すべき案件でしょう！実際に当事者から「LとGは趣味嗜好の問題だから、そっとしといて欲しいわ」との意見もあるように、治療が必要な分野と個人の性的嗜好を一緒に論じる事や、人権と性をどう教育の場で説明するかの英知も未だ未熟な状況下で拙速すぎる。カード書類など通称名で使用出来る事は、LGの方々の一部が勤務先のお店等で、お遊びに使うなど、本趣旨の威厳も何もない状況になるのでは？厳格な宣誓を望む方々にも迷惑かもしれない。このようにもっと議論し深堀する必要を感じる。法的根拠ない宣誓に現実社会は見向きもしなかった、理解を示さなかった場合に、本来期待した方々を苦しめるのではないのでしょうか。拙速に事を進めるべきではないと思います。</p>	<p>性的少数者の方々は本人の意思では変えることのできない、性的指向や性自認により、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じておられます。 国が掲げている人権啓発活動の強調事項の一つに、性的指向や性自認に関する偏見等が指摘されております。 本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。 本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありましたが人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。 考え方（案）の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。 本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。 制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。</p>	E
358	1	趣旨や制度の概要	<p>各個人が登録する事は構わないと思うが、法的効力がない登録に、性的少数者（LGBT）カップルを結婚に相当するパートナーとして市長が公認するのは却って平等原則に反して憲法違反にはならないのでしょうか。また、そこまで必要なのか。趣旨に賛同できません。議論不足と思う。</p>	<p>制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。</p>	E
359	1	趣旨や制度の概要	<p>制度導入について反対します。理由は以下。 1. 市民に全く知らされていないままの導入である。 2. コロナ禍に乗じている。 3. 私の周りでもLGBTの人がいたが稀有なケースである。（そもそも世の中には多種のマイノリティがある） 4. 国にとって人口減少は非常に大きな課題であり、その解決策をしなればと訴えられていますよね。難しいのは分かっているがどこまでも1丁目1番地で特に政治はやっていかないとけない。行政も追従もしくは率先して欲しい。パフォーマンスではいけない。この制度導入にあたり市営住宅への入居も可能となり競争率が上がります。本来入居し子育てをしていくはずの若い世代が何かを断念せざるを得ない。その人たちも社会の犠牲者、制度の犠牲者となります。 5. 結果ありきで決まっていること。 6. 純粋な日本人なら直感的に受け付けない。</p>	<p>制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。</p>	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
360	1	趣旨や制度の概要	弱者の人権を守る為というのが、最近弱者に対する施策が多すぎるのではないか。	性的少数者の方々は本人の意思では変えることのできない、性的指向や性自認により、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じておられます。 国が掲げている人権啓発活動の強調事項の一つに、性的指向や性自認に関する偏見等が指摘されております。 本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。	E
361	1	趣旨や制度の概要	要綱レベルで対応されようとしているようですが、市民をバカにしていますか。わたしとしては、明確に反対いたします。少数意見として片付けようとしているのであれば、すでに法を逸脱しています。何も知らない内に通す意図が見えています。	本市においては、平成28年度から性的少数者の方々の人権を人権課題として位置づけ、性的少数者の方々が日常生活の様々な場面で安心して暮らせるよう、啓発冊子や広報紙・ホームページでの啓発のほか、市の公文書における不要な性別記載欄の削除や、市職員のための性の多様性理解促進ハンドブックの作成や職員研修等を実施してきたところです。 本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありましたが人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。 考え方(案)の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。 本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。 制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。	E
362	1	趣旨や制度の概要	今の段階で運用段階に入ることは反対。 【理由】日本国憲法下での同性婚に関する政府答弁書を見ると以下のように示されている。 (以下、「内閣衆質一九六第二五七号」より引用) 憲法第二四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻(以下「同性婚」という。)の成立を認めることは想定されていない。いづれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、「同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか」とのご指摘は当たらない。(引用は以上) (1) 以上のように示されているにもかかわらず、下鶴市長は、性的少数者カップルを「結婚に相当する」パートナーとして公認するパートナーシップ制度導入を表明されているが、憲法24条に抵触する恐れがある。 (2) 「婚姻制度」の観点から男女の婚姻関係と同性のカップルとは全く異なるものであり、混同せず区別して考える必要がある。 (3) 法制度方面でも、税方面でも婚姻制度が特別になぜ保護され、優遇されているのかも啓発されないと納得できない。 (4) 目指すべきは、性的少数者(LGBT)がカムアウト(本人が自分の性的指向や性自認などを自分の意思で他者に伝えること)する社会ではなく、まずは、カムアウトする必要のない、互いに自然に受け入れる社会の実現を図るための啓発の方が先決だと思う。 以上のように、同制度の導入には、家庭の在り方、家族制度の根幹にかかわる問題であり、もっと時間をかけて検討してほしい。 また、不備がなく、税金が正しく使われるような制度設計になっているのか不安。やはり時期尚早であることは否めない。不備がなく、税金が正しく使われるような制度設計になっているのか不安。やはり時期尚早であることは否めない。 カムアウトせずそっとしておいてほしいという性的少数者にも配慮してほしい。懸念としてぬぐえないのは、その方々が、ある特定の政治思想により声高に制度の導入を叫ぶ政党・団体により意に沿わない状況に巻き込まれる結果となりはしないかということである。	本制度については、これまでも市議会で様々な議論がありましたが人権や多様性の尊重から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取組として全国的に広がってきていることなど、総合的に勘案し、導入することとしたものです。 考え方(案)の作成にあたっては、当事者や有識者の意見を伺っており、導入にあたっては、議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえることとしております。 本制度に法的効力はありませんが、本市がパートナーとして認めることで安心感が得られるほか、対外的に二人の関係性を説明することへの負担感の軽減につながるものと考えております。 制度の導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。 なお、同制度の導入は、特定の政党や団体の意向とは関係しないものです。 既存の婚姻制度や家族制度等を否定するものでもなく、その方々の権利を脅かすものでもありません。 性的少数者の方々の生きづらさを解消するための合理的配慮であり、法の下での平等への違反や逆差別にはあたらないと考えております。 また、あくまでも性的少数者の方々の選択肢の一つとして導入するものであり、制度を利用されたくない方は利用しなくても不利益を及ぼさないものと考えております。 異性愛者の結婚支援や少子化対策は、本市の重要な行政施策と考えますが、本制度とは別の問題と認識しております。本市においては、様々な行政課題に対し、本市総合計画等に基づき、計画的に取組んでおります。	E
363	1	趣旨や制度の概要	LGBTというマイノリティに関心を向けるのはいいが、異性愛をしたくてもご縁がない若者というマイノリティへの支援をしてほしい。	異性愛者の結婚支援は、本市の重要課題ではありますが、本制度とは、別の問題と認識しております。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
364	1	趣旨や制度の概要	性的少数者の方々の生きづらさを解消する取り組みだそうですがこの制度の対象になる人がどれほどいるのでしょうか1組？、2組？あるいは3組？ 鹿児島には結婚適齢期でありながら結婚できないで単身のままの人が何万といます。こういう人たちの苦しみ、生きづらさを考えたことはないのでしょうか。性的多数者でありながら、主として経済的な理由からと思いますが結婚できず、人並みに扱われていないで苦しんでいるのではないのでしょうか。子供も残せず、寂しい老後が待っている人々を救って欲しいと思います。もし市が縁結び事業をやって5万組みの夫婦を誕生させることができれば10万人の鹿児島人に希望と光が差し、子供に恵まれる可能性も出てきて大いに鹿児島市が活性化することは疑いありません。	異性愛者の結婚支援や少子化対策については、本市の重要課題ではありますが、本制度とは、別問題と考えます。市では、様々な行政課題に対し、市総合計画に基づき計画的に取り組んでおります。	E
365	1	趣旨や制度の概要	同性愛者は生まれた時に、遺伝子の異常？で病気だとか言ってるけど、それを受け入れて守る事も大事かもしれないが、それ以前に治療する医療を作った方が良いのでは？昔からそう言う方は居たとは思いますが、近年、増えて来てるのでしょうか？これから増える傾向にあるのであれば、どんどん少子化が進み、人類の危機になるのでは？すいませんが私は反対です。	少子化対策は本市の重要課題ではありますが、本制度とは別の問題と認識しております。	E
366	1	趣旨や制度の概要	渋谷区のように条例ではなく、法的効力がない「要綱」レベルとはいえ、用語の定義が曖昧なものに対して行政が関与し、税金が使われることに対しては今の段階では抵抗感がある。	本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取り組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 本制度は法的効力はありませんが、市人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入するものです。また、本制度は性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮と考えます。	E
367	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「外国籍の方を含む」ともすばらしいとうれしく感じています。	賛同のご意見として承ります。	E
368	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	用語の定義が曖昧である。 法的効力が無いものを行政の業務にするのは理解できない。	本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取り組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 本制度は法的効力はありませんが、市人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入するものです。また、本制度は性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮と考えます。	E
369	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	法的な効力がないとはいえ、「お互いを人生のパートナーとして」など用語の定義があいまい。この宣誓制度の信用を逆に行政が関わることで、このままではダメにしてはしまわないか。定義があいまいだと、トラブルや予測できない事態になったとき、行政として対応が大変になるはずだと思う。		E
370	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「パートナーシップ」の定義について 「お互いを人生のパートナーとして」「相互に責任をもって協力し合う」との用語がきわめて曖昧であり、そのような曖昧なものに対して行政が公金を投入して制度を整備するのは不合理である。		E
371	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	性的少数者の方々の生きづらさや不安を解消することはとても大切ですが、これは結婚と全く同じ扱いをされるということではないのでしょうか。配偶者として認め、家族として認められるということですか。抽象的な表現に思えたので、言い切っただけだと嬉しく思います。	本制度は、性的少数者の当事者自身がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を市が認め、受領証等を交付するもので、婚姻制度のような法的効力が発生するものではありません。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
372	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	「パートナーシップ」の定義が「お互いを人生のパートナーとして」「相互に責任をもって協力し合う」とされているが、きわめて曖昧であり、法的効力がないとはいえ、このような曖昧なものに対して行政が関与することはかえってパートナーシップ宣誓制度自体と市の行政の信用をおとしめることになる。	本制度は、人権や多様性の尊重の観点から意義のあることであり、多様なパートナーのあり方を認める取り組みとして、全国的に広がっていることなど総合的に勘案し、導入することといたしました。 本制度は法的効力はありませんが、市人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入するものです。また、本制度は性的少数者の方々の生きづらさを少しでも解消するための合理的配慮と考えます。	E
373	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	(5)に対して、パートナーシップ制度がないときはパートナーとなることができず、一緒に生活するために、養子縁組をしているという話もきいたことがあるので、(5)のただしがきを記さいするのは大切だと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
374	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	用語の定義・・・適切であると思います。		E
375	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	宣誓者の要件・・・満たす要件として適切であると思います。		E
376	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	必要書類について・・・対象者本人を証明するものとして適切であると思います。		E
377	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	パートナーシップを形成している者同士の宣誓はこれでいいと思います。		E
378	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	そもそもこの発案者である鹿児島市（市長？）がいわゆるLGBTをどのようにとらえているのでしょうか。LとGとTは全く別のものとして捉えなければこのフリージェンダー問題は解決しないと考えます。「L並びにGという同性愛者の事を考えてのパートナーシップ宣言」なのだろうと想像できますが、T（トランスジェンダー）の場合は戸籍を変えれば普通の婚姻ができますが、戸籍を変えなければどうしますか？このパートナーシップ宣言で同居を認めるのでしょうか？そこに社会的権利の差別が生じませんか？B（バイセクシャル）の場合、同性とも異性とも付き合えるのですが「異性とは婚姻、同性とはパートナーシップ」ということが可能でしょうか。それは憲法上も民法上も禁止されている重婚ではないのだから認めますか？パートナーシップは法律上（あくまでも）規定があるわけではないのでこういう事態が生じることは考えられます。条例でパートナーシップを規定して「事実上の」重婚を認めるのでしょうか？異性の配偶者が裁判を起こした時の事をどう想定されていますでしょうか。私はL・Gのパートナーシップはあってもよいと考えますが、上記の懸念を持っています。そのあたりを議会等で整理していただきたいと考えています。	本制度は、戸籍上の性別を変更していないトランスジェンダーの方については、戸籍上の性に基づく婚姻制度を利用することに違和感を抱く場合、パートナーシップ制度を選択されることがあると考えております。また、宣誓の要件として配偶者や、事実上の婚姻関係にある者がいないこととしており、重婚を認めるものではありません。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
379	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	特に宣誓者の要件は専門医も交えて明確にすべきではないでしょうか。	本制度は、性的指向や性自認を証明するものではなく、性的少数者の当事者自身がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を市が認め、受領証等を交付するものであるため、専門医の判断は必要ないものと考えております。	E
380	2	用語の定義、宣誓者の要件や必要書類	その他、市長が必要と認める書類はどんなものですか。	「(4) その他市長が必要と認める書類」は、「7 通称名の使用」にある「日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類」のことです。	E
381	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	交付書類・・・適切であると思います。	賛同のご意見として承ります。	E
382	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称名の使用・・・適切であると思います。	賛同のご意見として承ります。	E
383	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称名の使用に関してですがこれはパートナー宣誓を行った相手方の姓を通称で使用するということはできないのでしょうか。望めば姓を同一にすることもできる方がいいと思います。	性別違和等、特に理由があると認める場合であって、日常生活において、同一姓の通称名を使用していることが分かる書類等を提出していただければ可能です。	E
384	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	例えばですが、この通称名は民間の金融機関が認めれば通称名で口座を開設する事が可能なのでしょうか？	口座の開設については、金融機関の判断になります。	E
385	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称名は後から変更する事は可能なのでしょうか？もし可能だとしたら何回可能でしょうか？	今後、要綱を作成する中で検討してまいります。	E
386	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	トランスジェンダーを理由とする氏名変更の申し立てによって、家庭裁判所で変更手続きが可能であるにも関わらず、現行のマイナンバー推進による通名から本名での個人特定による犯罪防止の流れを断ち切ってまで、通称を可能にする意義はあるのですか？ 犯罪防止の観点を払拭できるまで市民の安全を思えば採択は回避するべきでしょう。	通称名の使用は、性別違和等の理由等、特に理由がある場合に認めるものです。また、受領証には通称名と戸籍上の氏名を併記し、受領カードには裏面に戸籍上の氏名を明記します。	E
387	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称名についてですが、文脈からすると生物学的性と異なる性別と思われる通称名を名乗るのではないかと考えられますが、例えば名前からだとなりが女性か女性か分かりづらい「浩美」（ひろみ）「優貴」（ゆうき）「雅美」（まさみ）等の場合は男性か女性か、はっきり分かるような通称名を名乗るよう指導するのでしょうか？	性別違和等の理由から日常生活で使用している通称名であれば、使用可能と考えております。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
388	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称名の使用も可能とすることは大切だと思います。性同一性障害の方で性別変更ができる方はごくわずかと聞くからです。交付するカードにも通称名のみを記載し、そういう方でも通称名を日常で使えるようにすることが支援として大切だと感じます。	宣誓において通称名が使用できるとしておりますが、受領証等の裏面に戸籍上の氏名等を記載する予定です。	E
389	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	通称の利用を可にしてしまうと、本人確認に不十分さがでてしまわないか不安です。	宣誓において通称名が使用できるとしておりますが、受領証等の裏面に戸籍上の氏名等を記載する予定です。	E
390	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	良く分からないので意見はないです	ご意見として承ります。	E
391	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	法的効力のあるものと同等の仕事内容になれば、職員の仕事量が増える。用語の定義があいまいなこと加わり、書類づくり、対応が煩雑になります。	ご意見として承ります。	E
392	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	プライバシーへの配慮もあり、適切だと考える。宣誓書を、パソコンで作成しても可とすることで、職員との接触時間を短縮でき、精神的な負荷の軽減につながる。	婚姻届と同様、署名欄については自署する必要があると考えます。	E
393	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	趣旨や制度の概要については概ね満足しています。このような形で進めてくださってよいです。鹿児島市の導入ありがとうございます。長年いっしょに生活しているパートナーと制度を利用したいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
394	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	プライバシーの配慮を考えられとてもよいなあと思います。いつかは、パートナーシップも婚姻届を出すように自然なものになっていくようになればと思います。		E
395	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓の流れ・・・個別に対応し、なおかつプライバシーに配慮した対応であり、適切であると思います。		E
396	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）でいいと思います。		E
397	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	人権室での書類、宣誓はドアを開けてオープンな雰囲気。	プライバシーへの配慮を求める方もいらっしゃいますので、宣誓者の希望を伺った上での対応になるものと考えます。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
398	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと、というのが宣誓できる者の条件に入っていますがこれはどのように確認されるのでしょうか。	宣誓書に確認事項として他の者とパートナーシップがないことの回答欄を設ける予定です。	E
399	3	交付書類、通称名の使用や宣誓の流れ	宣誓書への記入が代筆を可とする理由は何ですか？	障害等の理由で文字が記入できない方も制度を利用可能とするためです。	E
400	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	死亡した場合に、受領証は返還とありますが、相続手続きなどはどうなるのでしょうか。相続の際にカードや戸籍で確認を取と思うのですが、相続人になることはできるのですか。	婚姻制度は民法に基づく制度で、相続権や扶養の義務など様々な法律上の権利義務が発生しますが、本制度は市の内部規定である要綱に基づく制度であるため、法的効力はなく、相続の権利は発生しません。なお、婚姻に類似した法的関係を築く手続きとしては公正証書により任意後見契約や合意契約を結ぶ方法があります。	E
401	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	当事者の一方の死亡、もしくは、市外への転出により、受領証は返還されるとのことですが、受領証返還＝制度の終了でしょうか？それとも受領証は返還しても、関係性は変わらず続くのでしょうか。通常、性的マジョリティの場合はそうだと思いますが。	本制度については、性的少数者のカップルの気持ちに寄り添い、双方の関係性を対外的に証明するための受領証等を発行するものであり、婚姻制度のような法的効力はありません。一方が死亡した場合や転出した場合等に返還を求めるのは、日常生活での効力が亡くなるため、双方の関係性については、それぞれの意思によるものと考えます。 なお、死亡時の返還については、「9 受領証の返還」の(2)一方が死亡した場合に、括弧書で「やむを得ない理由がある場合を除く」を追加します。また、一方又は双方が転出した場合の返還については、転勤等やむを得ない事由がある場合は除くとしております。	E
402	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	受領証の返還について、当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合とありますが、片方が解消を望み、片方が継続を望んだ場合はどうなるのでしょうか。	パートナーシップの解消については、婚姻制度と同様双方の意思によるものと考えております。	E
403	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップを形成する意思がないの基準は、どう言う規定で判断するのか判断基準が分かりづらいと思いました。また、判断基準を満たしていない事が判明するケースとしてどう言った場合が想定されるのでしょうか？	通報等により不正利用の情報が寄せられた場合等を想定しております。 パートナーシップを形成する意思がないことについては、寄せられた情報と当事者への意思確認をもとに判断する考えでおります。	E
404	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	「宣誓者の間にパートナーの形成する意思がないこと」とありますが誰がどうやって確認するのかとても難しい判断だと思いました。		E
405	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	無効となるケース（破談、パートナーシップを形成する意思がないことなど）が出たときの無効処理の仕方や手続きが、市政に負担になることが予想される。一度受領証を発行した後、回収するのか？それを本人達を追跡、審査し、確認する作業を誰が責任をとって行うのか？もし外国人がパートナーで国外へ引越、移住し破談になったらどのように調査するのか？日本人同士でも調査は難しいと思う。		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
406	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	自治体へお願いしたいことは、反対意見への啓発ばかりに時間をかけることより、困っている当事者を救うことができる制度やシステムづくり、相談事業などに時間を割いてほしいと思います。	ご意見として承ります。	E
407	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	性的多数の人は、性的少数の方達に何か配慮したら良いのでしょうか？	一人ひとりに個性があるように、性のあり方も多様であり、性的少数者は決して特別な存在ではありません。まずは、性の多様性について正しく理解し、違いを認め合うことが大切であると考えます。	E
408	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	パートナーシップ宣誓書受領カードがあればどんなメリット、デメリットがあるのでしょうか？	制度の導入に伴うサービスについては、現在、調整を進めているところですが、行政サービスとしては市営住宅の申し込み等を可能にしたいと考えています。また、民間サービスとして携帯電話の家族割等も、受けられるようになると考えております。この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者が受けられるサービスが拡大していくよう、市民や事業者等の皆さんへの周知啓発に努めてまいります。 なお、利用可能なサービスについては、今後作成する制度のガイドブックに掲載したいと考えております。	E
409	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	法的な効力がないので余計に宣誓が有効に維持されているかどうかを管理するのは難しいのではないのでしょうか。	宣誓にあたっては、身分証明書等で本人確認を徹底するとともに、戸籍抄本や住民票の提出により、宣誓要件を満たしていることを確認いたします。また、通称名を使用する場合も、受領カード等の裏面に戸籍上の氏名を記載し、受領カード等の提示を受けた者が確認できるようにいたします。さらに、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合には、パートナーシップ宣誓を無効とし、受領証等の返還を求めるとしてまいります。	E
410	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	悪用されないのか心配である。		E
411	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	外国籍の方も容認するとのことですが、現行でも問題になっている婚姻による国内永住ビジネスが行われている部分に拍車をかけ、治安が悪化する懸念に対して、宣誓に虚偽があった場合についての法的処罰はどうするのですか？ 権利が永遠に発生しない名言をしない限り、虚偽の抑止効果は返還だけでは不十分です。まず「権利は永遠に発生しない」文言を加えてください。		E
412	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	永住権売買業者の便宜を推進することになる防止策をどのように講じるのですか？		E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
413	4	受領証の返還、宣誓の無効や周知・啓発	「パートナーシップ宣誓の無効」について、パートナーシップを形成する意思がないことや、宣誓者の要件を満たしていない事が判明したときは、無効となるとされているが、一旦受領証や受領カードを発行した後に、無効となる事態が生じていないか追跡・審査する方法が全く担保されていない。そのような曖昧なものにたいして行政が公文書を発行することは行政の信用をおとしめることになる。制度自体に無理がある。	「パートナーシップ宣誓の無効」については、通報等により不正利用の情報が寄せられた場合等を想定しております。無効となる事態が生じていないか追跡等を行うことは考えていないところです。	E
414	5	その他	市役所の中で人権の課は特に大事だと思います。他都市の勉強や研究と同時に、鹿児島市の人権に係る職員の方々には、困っている当事者が安心して相談できるよう、人権の根本を理解した人の配属をお願いします。	ご意見として承ります。 本市においては、性の多様性に関することを含め様々な人権課題に関する研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図るとともに人権尊重の視点に立った行政運営に努めております。	E
415	5	その他	生きづらさを感じているのは性的少数者だけでなく、色々な事情を抱えている方もいます。その辺も検討してほしいです。	ご意見として承ります。 本市は多様な人権課題の解消に向けて関係部局で様々な施策に取り組んでおります。	E
416	5	その他	市の当局の仕事が煩雑かつ増えていくのではないかと心配する。	ご意見として承ります。	E
417	5	その他	私は憲法学を専攻する研究者で、パートナーシップ制度についての研究も少しばかりやっております。制度導入に際して協力を惜しみませんので、お声がけいただければいつでも協力したいと思っております。	ご意見として承ります。 制度導入で性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。また、制度の趣旨が適切に理解されるよう、今後とも周知啓発に努めてまいりますのでご意見をいつでもお寄せください。	E
418	5	その他	当事者理解のために「LGBTとハラスメント」（神谷悠一・松岡宗嗣著・集英社）を一読いただければ幸いです。	ご意見として承ります。	E
419	5	その他	周知・啓発については大切なことだと思うが、相当の税金が使われるのだから税金の無駄遣いといわれないようにしてほしい。	ご意見として承ります。 効果的な周知啓発に努めたいと考えております。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
420	5	その他	40代の若き市長の感覚スピード感ある実行力に期待しています。	賛同のご意見として承ります。 制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。また、制度の趣旨が適切に理解されるよう、市民や事業者等の皆さんへ周知啓発に努めてまいります。	E
421	5	その他	指宿市でのパートナーシップ制度が施行された事は画期的な事であり、これらを受けて他市へもどんどん拡大してほしいです。県の中で最大市である鹿児島市が先陣を切って実現してください。40代の若い市長さんの手腕に期待します。		E
422	5	その他	大変なことばかりかもしれませんが、すべての人の人権が守られる鹿児島市になるようによろしく願いいたします。		E
423	5	その他	指宿市に続いて鹿児島市でもパートナーシップ宣誓制度が導入されることとなり、鹿児島県の半分以上の人口をカバーできる見通しとなりました。県都・鹿児島市の制度は、今後、鹿児島県や他の自治体の制度にも多大な影響を及ぼすことでしょう。2019年9月11日の某鹿児島市議の発言は、全国的に注目を集め、性的少数者の差別問題への関心の高さを裏付けました。足立区でも同様の事案が発生しましたが、性的少数者理解への真摯な学びがパートナーシップ制度の導入へとつながり、今では先駆的な取り組みを始めるまでになっています。		E
424	5	その他	傷病手当金の受け取りについて世田谷区が区として導入することから鹿児島市も導入を検討できないか。		傷病手当については、制度を導入している世田谷区など、他自治体の状況を調査してまいりたいと考えております。
425	5	その他	制度導入を決めている段階でのパブリックコメントに何の意味があるのでしょうか。パフォーマンスにしか見えない。市長はかつて県民の皆さんの納得のいくように事案を透明化して議論を重ねていかなければならないと訴えておりましたが、今回のケース全く逆のことをされているように思えます。	パブリックコメントについては、制度導入にあたり、広く市民の皆さん等から様々なご意見を伺い、制度に反映させるため行うこととしたものです。	E

No.	項目番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
426	5	その他	国に対してもパートナーシップ制度導入を強く要請していただきたい。	ご意見として承ります。 先ずは、本市の制度を導入し円滑に運営させることが重要と考えます。	E
427	5	その他	制度の導入を考えてくださってありがとうございます。県や国への制度導入を要請する立場をとっていただけるとよりくらしやすい世の中になると思います。よろしくをお願いします。		E
428	5	その他	やがては法的にも効力を持つ様、鹿児島市から他市へも働きかけ、日本全国で誰でも同じようにパートナーとして暮らせる様になることを望みます。		E
429	5	その他	伝えたいのは、とにかく今回のパートナーシップ宣誓制度が予定通り実施される事とそうなたら場合の子育てに関する権利の問題とライフステージの変化に伴う鹿児島市以外の県内や他の都道府県での同様の権利をどう求めていくかということについても、今後考えて欲しい。		E
430	5	その他	もっともっとありますが、これくらいにしておきます。この制度はうまくいけば医療費の削減、自殺率の低下、いじめ防止、少子化対策、虐待予防などたくさんの可能性をもっていると考えています。		E
431	5	その他	性的少数者が直面している問題は、「性自認」と「性指向」で大きく異なっており、「性指向」の当事者への差別や偏見は放置され続けているといっても過言ではありません。その最たるものが婚姻制度です。現在、同性婚を求めて5つの裁判が進行し、この3月には初めて札幌地裁で判決が下されようとしています。先日は衆議院法制局が同性婚の法制化について「十分成り立ち得る」と答弁しています。このような歴史的な岐路にあって、鹿児島市のパートナーシップ制度にも全国から熱い視線が注がれています。次代を見据えた希望ある制度になるように願います。	賛同のご意見として承ります。 本制度導入は、性的少数者の方々の生きづらさの解消の一助となるとともに、性の多様性の社会的理解が進むきっかけになるものと考えております。	E
432	5	その他	例えば市営住宅に入居したが要件を満たしていないのに入居し続けることはないでしょうか。	パートナーシップ宣誓者の市営住宅への入居については現在検討中ですが、入居者資格を有しない方については、退去していただくこととなります。	E
433	5	その他	防災計画の指針に性的少数者への配慮（不必要な性別記載欄等の撤廃、トイレや入浴の配慮など）を明記する。避難訓練などでも実際の対応を当事者立会いのもとに検証し、改善していく。（東日本大震災時の事例より）	地域防災計画では、「男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。」こととしており、また、避難訓練においても、様々な視点に配慮しながら、より持効性が高まるよう、いただいたご意見も参考に取り組みを進めてまいります。	E
434	5	その他	防災マニュアルの設置	ご意見として承ります。	E